

九十五頁に於て、公使が自國の民事管轄權から免除せらるゝ特權は、公使館の館員を其者の本國政府が接受した時、明白なる反對條件を課せざる限り、之を失ふものではないと唱へて居る。

翻つて本件に於て、内務省と被告との間に行はれた文書に徴するに、原告に對し何等かくの如き條件が課せられてゐないことが明白である。仍つて本官（判事マッシュウ）は原告の財産は差押へらる可きものに非ず、且つ彼は其請求する金額と訴訟費用を受取る可き判決を得るの權利ある者とするのである。』(Cobbett, *Leading Cases on International Law*, 1922, Vol. I, pp. 309—

311—Bentwich, *Leading Cases and Statutes on International Law*, pp. 132, 133)

此判決の要旨を一言に摘記すれば、英國臣民にして外國政府から其公使館の一員として英國に派遣せられた者は、英國政府から條件を附して接受せらるゝに非ざる限り、自國の管轄權より免除せられるものであると云ふのである。而して之は云ふまでもなく英國に行はるゝ先例たるものであつて、之を以て一般國際法の原則を例示したものと判斷することを得ないのであるが、併し此マカートネー事件の判決、即ち自國臣民にして外國公使館員たる場合に、外交官の特權を享有するや否やの問題に對する解決に用ひられた理論は、此判決書にも云へる如く、古來の國際法學者間には大概認められて居るのであるから、少くとも學說としては、此判決の所論は今日までの處、通説とせられるのである。

## 政争に利用された英國公使

### 一 英國公使サックヴィルの人物

今から約五十年前、米國デモクラット黨のクリーヴランドが大統領在職中のことであつた。

元來デモクラット黨は其反對派たるリパブリカン黨が高率關稅主義であるに反して、常に溫和な關稅主義を支持するものであつたが、併し夫れは保護貿易主義對自由貿易主義と云ふやうな争ではなく、要するに保護の程度に關する意見の相違に過ぎなかつたに拘らず、然もデモクラット黨の所論は尙ほ自由貿易主義の偏見を免れなかつたので、大統領クリーヴランドが一八八七年十二月その國會に宛てた教書の中にも、『輸入品を買ふ者は夫れに掛けられた税金を國庫に拂ふのであるが、併し同様の國産品を買ふ我大多數の國民も、少くも此税金と同額に近い金を國內製造業者に拂つてゐるのである』と云つて居る如く、純然たる自由貿易論者の主張に依つて、彼は輸入關稅率を引下げんと試みたのである。然るに反對黨は之を以て單純な貿易主義の主張であるとせず、常に其輸出品

の爲に新市場を求めんとしつゝある英國の利益の爲に圖るものであるとの非難を加へ、當時リパブリカン黨の大立物であつたブレインの如きも、大統領の右の教書は英國の爲に自由貿易政策を唱へる者であると痛撃したのである。處が此英國——當時米人の最も嫌ひであつた英國を引合ひに出した反對黨の攻撃作戦は、其翌年秋の大統領選挙戦に入るに及んで、サックヴィル・ウエスト事件なる惡辣極まれる奸策に依つて完全に其效を奏したのである。

サックヴィル・ウエストは其頃ワシントンに駐在した英國の公使であつた。サックヴィル・ウエストは由緒ある英國貴族の出で、若年より外務省に入り、葡萄牙リスボン公使館の勤務を振出しにして、爾來四十年間ナポリ、トリノ、マドリッド、ベルリン、パリと云ふ順に、漸次任地の階級を進め、其バリに在つた時は、恰も普佛戦争、コムミュン騒動等の時代であつて、公使館書記官として功勞少からず、遂に擢んでられてワシントン駐在公使に登用せられたのである。彼はワシントン駐在公使として多くの點に於て適任者であり、手腕經驗共に勝れた外交官であつた。多少打解けない無口の男であつたけれども、然も社交的には評判の好い確かな人物であつたらしい。唯だ意外に思はれるのは、彼が現に夫ある或スペイン婦人と同棲し、之を自ら妻と稱してゐたことである。英國ヴィクトリア女王の嚴格な治世に於て、斯かる道德的に缺陷のある人物が何の咎を蒙ることなく、高官に經上りて、其位置の安泰であることは、時人の見て異とした所であつた。尤もワシント

ンに赴任した時は婦人は既に死んでゐたので、彼は其娘と共に米國社交界に故障なく歓迎された。斯くて一八八八年即ち大統領選挙の行はるゝ年までは、彼が英國公使としての任務は無事成功であつたのみならず、當時彼の本國ではアイルランド人の反英運動勃發して、アイルランド事務大臣がダブリンのフォニックス公園で惨殺せらるゝに至つた程の騒動を演じ、之に對して英國政府のアイルランドに對する壓迫政策が愈々辛辣を加へた折であつたので、米國內に於けるアイルランド人の排英運動頓に熾烈と爲り、爲に英米關係を著しく惡化したに拘らず、サックヴィル・ウエストの手腕は能く此難局に處して、決して事を誤らなかつた。又當時英米佛三國間に起つたサモア島事件に關しても、彼は始終米國政府と協調して、極めて良好なる關係を保持してゐたのである。即ち英國公使として彼のワシントンに於ける成績は寧ろ上首尾であつたのである。然るに一八八八年に至つて、彼は飛んでもない大失策をやつた。否な飛んでもない奸策に陥つて、遂にワシントンを去らねばならなくなつた。

## 二 見知らぬ人から突然の手紙

一八八八年の秋、米國は大統領選挙戦の正に酣なる時、ワシントンの暑を避けて、マサチューセツ州のビーヴァリーに在つた英國公使サックヴィル・ウエストは、或日突然全く見知らぬ人から一

通の手紙を受取つた。カリフォルニア州ロサンゼルス郡、ボナモ發信、差出人はチャールス・エフ・マーチソンとあつた。發信の日付は九月四日である。其書面の内容は、

『當國に於ける政情の重大なるに鑑み、又投票者中には英國の生れにして、今尙ほ英國を以て母國と思へる者多々あるに鑑み、失禮を省みず、御教示を仰ぎ度く、此書を閣下に呈する次第に御座候：：多數の英人は此國に歸化することを多年差控へ居候處、夫れは歸化したからと申して何の役にも立たぬと考へ候爲に御座候。然る處、現大統領クリーヴランド氏の政府は我英國に對して非常に好意友情に厚く、現に此國の國會が可決したる報復關稅法の施行を見合せ居り候程に親切であり、又自由貿易問題に就ても堅實であり、更にアイルランドの爆彈派に對しては多大の敵意を有し居候を以て、今や數百人、然り數千人の英人はクリーヴランド氏の再選を援助せんとする明白な目的を以て續々歸化することに相成候。今日クリーヴランド氏を以て米國政治家の何人よりも勝れて、英人及び英國の最良の友人なることを認めたるに外ならず候。小生も亦是等不幸なる英人の一名に候處、大統領選舉權を有しながら、實は私の一票を何人に投す可きか、判斷に迷ひ居るものに御座候。：：』

愚考に依れば、クリーヴランド氏(デモクラット候補者)とハリソン氏(リパブリカン候補者)の兩人は勢力正に拮抗致居候を以て、少數の投票に依つて勝利を決すること、存候。然るにハリ

ソン氏は元來高率關稅主義者にして、又何の問題に就ても米國の側のみを考へる人物に有之、更に英國に對しては多くの場合に敵たることの明白なる人物に御座候。閣下は此問題に對して知識の源泉に立たれ、クリーヴランド氏の現政策が單に一時的のものなりや否やも能く御存知のことと信じ候に就いては：：：極内密に御教示を仰ぎ度奉存候。御教示は決して他に洩すやうなことは致間敷、幸に御教示を仰ぎ得れば私自身大に安心するのみならず、若し御高見にしてクリーヴランド氏に御賛成ならんか、私一個の責任に於て多數の自國人にクリーヴランドに投票し、リパブリカン黨の關稅政策に反對することが、我英國に對する奉公たる所以を悟らしむることを可得候』

と云ふのであつた。ワシントン公使館に配達されたのを、此避暑地に轉送して來たのである。サクヴィル・ウエストが此書を受取つたのは、九月の十二日であつたが、此日は家に公使のみ一人ゐて、然も終日雨天であつたので爲すこともなく、無聊に苦しんでゐた折であつた。彼は元來手紙を書くことが下手で、どんな短い手紙でも自分で書くのは大嫌ひであることを以て、有名な男であつたに拘らず、此時のみは大に奮發して、三四頁に亘る長文の返書を自分で認めたのである。(Baron Rosen, Forty Years of Diplomacy, Vol. I, p. 76)

『本月四日付貴翰拜誦、貴下が投票に就ての御苦心十分に御諒察申上候。何れの黨派にても此際

全然親英論を爲す者は忽ち人望を失す可く、此事實は現政府黨（クリーヴランドのデモクラット黨）の十分承知してゐることは貴下の多分御存知のことと存候。併し私見に依れば、現政府黨は英國と親善關係を維持することを依然希望し、又先頃上院のリパブリカン黨並に貴書中に仄かさされた大統領の教書に依つて、條約（漁業條約のこと）が取消されて以來、不幸にして再燃せしかナダとの諸問題を解決することを、依然希望致居る者に御座候。仍て今度の如き大統領選挙に關する政情に對しては、固より有らゆる酌量を要する所であり、又大統領クリーヴランドが再選された節、報復關稅政策に就て如何なる政策を執らんとするかは豫想の限りに無之候得共、然も彼は從來の態度を維持しつゝ、彼の教書中に記せる問題を處理するに當りては、融和的精神を示すものと信す可き十分の理由有之候。此處に八月二十二日のニュー・ヨーク・タイムスの一記事を同封して貴覽に供候』

ニュー・ヨーク・タイムスの一記事とは、デモクラット黨の味方たる同紙が、クリーヴランドの立候補を援助する理由を説明したものであつた。サックヴィル・ウエストは之を親展として、來書に示さるゝ通りのカリフォルニア州ロサンゼルス郡、ボナモ町、チャールス・エフ・マーチソンに送つたのであつた。

### 三 惡辣なる選挙戦略

然るに此返書が郵送されてから約四週間を經過した十月二十二日、リパブリカン黨の機關紙ニュー・ヨーク・トリビューンに意外にも返書の全文が發表され、更に大統領選挙當日たる十一月四日の同紙には、一頁全面に亘つて英國公使の手紙の複寫が掲載された上に、次の如き驚く可き衝動的な標題が附加へられてゐた。

『クリーヴランドを援助す可く米國の政治に突込まれた英國の獅子の手

サックヴィル男がチャールス・エフ・マーチソンに與へた異常なる書翰の複寫

大統領クリーヴランドを英國系の歸化米人に依つて支持せよとの忠告』

そして之に『サックヴィル卿の職業手引』と題する短文を附して、一八八五年（此事件の三年前）米國々務卿ベイヤードが、米國外交官に、駐在國の政治問題には如何なる方法を以てしても干渉することを禁じた訓令を引用してあつた。（茲にサックヴィル男又はサックヴィル卿とあるのは、此年十月を以てサックヴィル・ウエストは兄の爵位を襲ふて華族に列せられたからである。）

英國公使の此手紙が當時大統領選挙戦に夢中であつた米國民の上下を驚かしたことは勿論、親展祕密の私書が新聞に素破抜かれたことを見て、最も驚いた者は云ふまでもなく英國公使自身であつ

た。更に一層彼を驚かしたものは、自ら英人と稱して彼に教示を求めたマーチソンなる者が、實は全くの偽稱偽名であつて、リパブリカン派の好悪なる策士が英國公使を陥れて、之を選挙戦略に利用せんとした悪辣なる計略であつたことが暴露されたのである。即ち英人マーチソンとは眞赤な偽で、彼の本名はジージ・オスグールドバイと云ひ、多年ボナモに住ひて、家族もあり、果樹栽培業を営みて、二萬弗位の資産をも有し、同地では誠實な評判の好い男であつた。英人とスコットランド人の混血であつたが、米國で生れたのだから歸化手續を要しない當然の米人である。彼は政治的有志家でもなければ、公職に就てゐた者でもなく、又自ら之を求めてゐる者でもなかつた。唯だ彼は英國政府に對して好感を有する者ではなかつた。又思慮に於ては寧ろ淺い男で、最近まで學校教師をしてゐたとも云はれて居る。尤もマーチソンの正體の暴露したのは、此年の大統領選挙にリパブリカン黨が勝つてハリソンの當選が決定してから餘程以後のことと、リパブリカンの黨員中、頻りにハリソンの許にマーチソンとは自分であると名乗つて來て、其手柄を押賣する者が續々現れたので、遂に本人の本名を發表するに至つたのである。偽名のマーチソンの本人がオスグールドバイであることが知れ渡るや、彼は各地のリパブリカン黨から『彼の顯著なる功績』に對して、非常な評判を取つたと云ふ。

云ふまでもなく之はリパブリカン黨が大統領選挙戦略として、當時のデモクラット黨大統領クリ

ーヴランド政府の親英政策を攻撃するの具に供し、以て米國內のアイランド人系の反英感情に訴へんとして仕組んだ一つの詭計に外ならない。リパブリカン黨の眞意は此手紙が激烈なる選挙戦の眞最中及び投票當日に素破抜かれ、然も其黨の機關紙たるニュー・ヨーク・トリビューンに依つて素破抜かれた事實に見て明白である。而して英國公使サックヴィル卿は實にマンマと此詭計に陥つたのであつた。リパブリカン黨が國內政争の渦中に外國政府及び其外交代表者をも陥れて憚らざりし奸策は、悪辣の甚しいものであるけれども、又それに輕々しく引掛つた英國公使も思慮を缺いだ者と云はねばならない。恰も時を同じうして同一人の手に成る同様の手段が、メキシコ公使ロメロに對しても試みられたのであるが、メキシコ公使は之に答ふるに、外國の代表者として他國の内政問題に就き一切意見を發表することは出來ないと、極めてブッキラ棒の返書を與へたのである。此メキシコ公使の返書が、右の英國公使の手紙と竝んで、ニュー・ヨーク・トリビューン紙に掲げられたので、一層サックヴィルの男を下げてしまつた。

サックヴィル卿がリパブリカン黨の奸策に陥つたのは、全く以て不覺であつた。四十年の長き經驗を有する老外交家としては、重大な過失であつたと云はざるを得ないのであるが、英國の一史家モワットをして云はしむれば、サックヴィル卿は更にもう一つの過失を重ねた。『卿は速に米國政府に對して陳謝し、其過失を自覺す可き筈であるのに、事茲に出でざるのみならず、實際どんな外交

官でも一度やつたら必ず後悔するに定まつて居ることをやつた。即ち彼は新聞記者に會見談を許したのである。』(Mowat, Diplomatic Relation of G. B. and the U. S., p. 244)

即ち例のニュー・ヨーク・ツリビューンの記者や其他の新聞記者が押掛けて来て、彼に會見を迫つた其會見談が、虚實取混ぜて新聞に書立てられたので、米國內の輿論はサックヴィル卿の不謹慎を咎めて、一層事件を悪化せしめた。英國公使は初めて大に驚き、米國々務卿ベイヤードに新聞記事の虚報であることを辯解したけれども、時既に遅れてゐた。

#### 四 召還請求

茲に於てクリーヴランド政府も、最早や之を默過する譯に行かなくなつた。殊にデモクラット黨政府に取つては、大統領選挙の勝負が之に依つて決せられる程の打撃であるので、速に英國公使に對する處置を決せねばならなかつた。仍て國務卿ベイヤードは駐英自國公使フェルブスをして、英國政府に對し即時サックヴィル卿を召還せんことを要求せしめたのである。

サックヴィル卿事件の報道が初めて英國に傳へられたのは、公使の手紙がニュー・ヨーク・ツリビューン紙に最初素破抜かれた十月二十二日から五日を経た二十七日であつた。而して此報道を逸早く知つた者は米國公使フェルブスであつたが、恰も此日偶々某所で英國外務大臣ソールズベリー侯と

同席して居たので、晚餐後、事件の次第を侯に話し、且つサックヴィル卿の召還を求むる本國政府の訓令を傳へたのである。『ソールズベリー卿は立派な政治家であり、又英國流の紳士であつたけれども、恐らく彼の唯一の缺點は政治上の細事には極めて無頓着であつたのと、又一つには彼は非常に用心深い人であつたので、此事件を以て固より重大だとは思つたが、然も唯だ靜にフェルブスの話を聞いただけで、外務省の機關に運轉を開始する態度は悠々たるものであつた。』(Mowat, P. 245) 併し侯は必ずしも荏苒無爲であつたのではない。其後、自ら外務省に行き、サックヴィルに直接打電して問題の手紙の寫しを送ることを命じたのである。ソールズベリー侯の意思はサックヴィル卿自身の辯明を聞いてから、徐に處置を講ずる積りであつた。侯は米國公使にも當夜この旨を告げたのである。而してサックヴィル卿の返電は其翌日外務省に到着し、昨夜の米國公使の言の通りであることが分明にされた。然るにソールズベリー侯は尙ほ公使を召還することを斷行しなかつた。夫れは之に依つて或は英米兩政府共に傷くことを恐れた爲である。併しながら米國の方では大統領選挙の勝負に重大な影響があるに鑑み、十一月四日の投票期日前に英國公使の始末をつけねばならぬとし、米國內に『強硬な物論が起つたから、ソールズベリー侯が成るだけ急速に直接の行爲を執る必要を諒解されたい』と促したのであるが、遂に英國政府の召還を待つに堪へず、選挙の四日前、十月三十一日を以てサックヴィル公使に旅券を返付した。旅券を返付するとは外交の慣例に於て外

外交官の退去を迫るの意であつて、凡そ外交官は其任地に到着するや、其國の外務省に旅券を預けて置き、歸國の際これを受取るの慣例であるのを、外務省の方から之を返付されるのは退去を要求されたことになるのである。即ち米國國務卿は英國公使に告ぐるに、公使が依然米國に於て其職に留まるのは、兩國の最善の利益と一致せず、兩國の良好なる關係に有害であることを信する旨を以てしたのであつた。(一説にソールズベリーは駐英米國公使からサックヴィルの召還を請求された時、召還はサックヴィル卿の外交生涯を終焉せしむるものであるが、米國から直接退去を命ぜらるゝ場合には必ずしもさうではない。之には先例もあると告げたと云ふ。Sadow, *Diplomatic Practice*, Vol. I. p. 388)

最初サックヴィル事件の英國に傳へらるゝや、英國の輿論は公使が米國の内政に干渉したのを痛く非難し、速に召還す可きものと認むるに一致した。然るに米國政府が公使に退去を命じたと聞くに及んで、英國新聞の論調は忽ち一變し、米國に對する猛烈なる攻撃と爲つて現れた。英國政府は固より黙止するを得ず、米國政府に對して退去命令の不當を詰つたのである。米國公使フェルブスは之に答へて、十二月四日ソールズベリー外相に左の如く明白に告げた。

『上記の手紙及び陳述の要領を提示して、英國政府に對し公使の召還又は引揚を求むるに當り、米國政府は之を求むる理由に就いては、後日如何なる考慮を煩はし又は受け得らるゝか知らされ

ども、此場合あの要求だけで十分であると信じたのである。又凡そ公使の接受又は在留は、其駐在國の政府が理由を示し又は示すことなくして專斷的に決せらる可き問題であると信じたのである。』

即ち外國公使に退去を求むるに、之に就て理由を明示するとせざるとは、其國の隨意であつて、隨つて其理由が相手國の満足を得ると否とに拘らず、獨斷專行して差支へないものであると云ふのである。之に對してソールズベリー外相は、

『英國政府は貴官が國際慣習として主張せらるゝ意見に同意することを得ない。何れの政府も其責任に於て他國又は他國の公使との外交關係を突然停止することは勿論自由であるけれども、其相手たる國は唯々として斯かる處置の道具と爲り、又は之に應諾せねばならぬものであるとの要求に至つては、其要求の根據に正當の理由あることが適當に提示せられて、相手國が之に満足する場合の外は、決して主張さるゝことを得ないものである。英國政府の所見を以てせば、此問題に關する國際關係を律する原則は、一八四八年スペイン駐在英國公使サー・ヘンリー・バルウがマドリッド政府から突然退去を命ぜられた時、英國外務大臣パーマーストン卿に依つて明白に論斷されて居ると思ふ』

とて、パーマーストン卿が、スペイン外務大臣ソトマヨル公に宛てた公文書中から左の言を引用し

て、サックヴィル卿事件に付き、米國政府が專斷的に英國公使に退去を命じたのは、英國の權利を無視したものであると、頑強に抗議を固執したのである。

『ソトマヨル公は此事件を取扱ふに當り、各政府は外國公使を立退かせんと欲する時は、自分勝手な理由で何時にても退去を命ずることが出来るもの如く論じられるやうであるが、此論は余の斷じて同意することを得ないものである。』

ソトマヨル公の申さるゝ如く、國際法及び國際慣習は各政府に斯かる要求を爲すことを許して居るには相違ないが、然も國際法及び國際慣習は同時に斯かる要求を爲された政府が之に應諾することを拒絶するの權利あることをも認めて居るのである。斯く申せばとて、外國政府にして其政府に派遣された英國公使が立退かねばならぬ所以の重大なる理由を、英國政府に説明するに拘らず、尙ほ且つ英國政府は其申出を慎重に考慮して、適當の注意を以て處置するの義務を感じないと云ふのではない。併しながら此場合に於ても英國外交代表者に對する苦情に、正當の理由ありや否や、竝に英國の權威と利益を最も能く考察して、公使を引揚げしめた方が宜いか、又は依然その地位に留めて置いた方が宜いかを決定する者は、英國政府でなければならない。』

## 五 バルウアー事件

茲でチョット右のパーマーストン卿の公文書から引用されたバルウアー事件なるものを説明する必要がある。

一八四八年二月、所謂二月革命がパリに勃發した。之を聞いて驚いたスペイン保守派の政府は急に國內に反動政策を執り始めた。マドリッド駐在英國公使サー・ヘンリー・バルウアーから此報道を得た英國外務大臣パーマーストン卿は、バルウアーに訓令して、スペイン政府に立憲的な政治方針を執らんことを勸告せしめたのである。即ちパーマーストン卿は、最近フランス王の没落した例を引いてスペインに警告するに、スペイン女皇は現在の危急なる時局に際しては、宜しく政府の基礎を擴大して、自由派の信頼し得べき人物をも網羅することに依つて、内閣を有力なるものにするのが、賢明な政策であるとの言を以てしたのである。

時に偶々一小暴動が起つて、スペイン政府が之を鎮壓した際であつたので、バルウアー公使は此機會を利用して、外務大臣ソトマヨル公に前記パーマーストン卿の訓令の寫を附した公文書を送り、スペイン政府が猶豫なく常態に復せん事を忠告した。處がソトマヨル公は直に英國政府に右の兩文書を突返へすと共に、長文にして語氣強烈なる書面を以て、スペイン政府はパーマーストン卿及びバルウアー公使が我國の内政に干渉せるに對し、憤慨を感ずる者であるとの次第を通じ、且つ更に附加へて一進歩派の新聞記事を指摘し、英國公使の公文が未だスペイン外務省に達せざるに先ち、



其内容が早く既に外間に洩れてゐる事を諷したのである。

バルウァー公使は之に答へて、ソトマヨル外相の指摘せる新聞が自分の公文に就て何事も知る可き筈なく、又自分の行動の飽くまで正常なることを主張した處、スペイン外務大臣は之に對して、バルウァー公使はスペインの内政に關する問題を論ずる權能はないと撥ね付け、同時に在ロンドン自國公使に訓令して、英國政府に對しバルウァー公使を召還せんことを請求せしめた。英國外務大臣パーマーストン卿は立所に之を拒絶した。スペイン公使は更に書面を以て召還の請求を繰返へしたのであつたが、翌日に至り本國よりの新訓令の結果、前日の言を撤回したので、召還問題は一時立消えと爲つた。然るにバルウァー公使は、尙ほ依然としてソトマヨル外相との論争を續けたのみならず、此論争の文書の一部がパリの革命派の一新聞に現はるに至つて、スペイン政府は之も亦英國公使の手から出たものと信じ、其不信を憤ること益々甚しき折柄、又もや一事件が出来して、愈々對英感情を一層惡化せしめた。即ち前日の暴動に参加したと云ふ嫌疑を受けた反政府派の黨員をバルウァー公使が隠くまつたと云ふので、新一紛議を起したのである。斯く事態の日々險惡を加へつゝある處に、更に本國政府からバルウァーの許に一新訓令が飛來した。翌日バルウァーはソトマヨル外相に一書を提示し、先に英國政府がスペイン政府に勸告した通牒の正當なる次第を再説し、且つスペイン政府の機關紙が頻に英國に對して敵意ある暴言を吐きつゝあることを指摘して、

手きびしく抗議に及んだのである。夫れから三日を経て、ソトマヨル外相は英國公使に私信を以て、公使が豫ての意たる賜暇歸國の期日を出來るだけ早めんことを促した。バルウァー公使は固より之に應ぜず、彼に加へられたる譏誣中傷は英國公使として、又英國紳士として斷じて黙許す可からざる所であるから、歸國の出發を早めることは出來ないと答へた。

茲に於てスペイン外務大臣は遂に英國公使に旅券を返付した。即ち公使に退去を命じたのである。同時にスペイン政府は英國政府に事情を直接に辯明せしむ可く、ロンドンに一使者を特派した。然るに外務大臣パーマーストン卿は此使者が信任状を携帯せず、又外交的資格をも有してゐないことを理由として之を拒絶したのである。そこでスペイン政府は駐英自國公使に訓令を與へ、其寫をパーマーストン外相に提示せしめ、尙ほ之に附加へて、スペイン政府はバルウァー公使がスペイン國內に於て政權を得んとする一派の爲に其地位を濫用して居る事實を確めたので、その召還を求めた處、英國政府が之を拒絶したるに依り、退去を命ずるの已むなきに至つたのであるとの次第を説明せしめた。パーマーストン卿はスペイン政府の執つた處置の理由とする所を、書面を以て提示されんことを要求し、斯くて英國外相とスペイン公使との間に、二回に亙る文書の論議が交換された後（此論議に於けるパーマーストン卿の言を、前掲の如くソールズベリー侯が米國に對して引用してゐるのである）パーマーストン卿はスペイン公使に對して、英國政府は彼をスペイン公使として引

續き接受することを得ない。即ち英國政府は彼と正式の交通を繼續することを得ないと明白に通告した。仍てスペイン公使は間もなく英國を引揚げたので、兩國の外交關係は茲に斷絶するに至つたのである。一八五〇年スペイン政府の懇望に依つて回復せらるゝまで此斷交狀態が續いた。(Batow, Diplomatic Practice, Vol. I, pp. 378—380)

### 六 英國怒つて公使館全員を引揚ぐ

話は再び元のサックヴィル公使事件の英米論争に立戻る。

米國國務卿ベイヤードは英國外務大臣ソールズベリー侯がバルウアー事件に関するパーマーソン卿の言を引用して辯ずるに對し、

「サックヴィル卿事件と之とは全然違つて居る。バルウアー事件でスペインの反對する所は、パーマーソン卿の行動及び引いて英國政府の行動であつて、サー・ヘンリー・バルウアーは單に兩政府間の通信の通路に過ぎなかつたのであるから、全交渉を通じてサー・ヘンリー・バルウアーはパーマーソン卿の全承認を得てゐたのである。之に反してサックヴィル卿の罪過は、彼の職務上の義務及び關係とは全然一致せざる個人的の失態であつて、之に就て其本國政府から承認のあつたことゝ解す可き何等の暗示にも未だ接してゐないのである」

と答へ、「夫れ故に本件に關する問題は、凡そ外國公使の召還を請求する國は、其請求理由を示すことが必要であるか否かと云ふのではなく、外國公使が其駐在國の内政に干渉したる爲に、召還を請求された場合に、斯かる干渉の當不當又は其程度を判斷する者が被害國ではなく、公使の派遣國であるか否かと云ふのである。而して之を公使の派遣國であるとするのが、國際法の原則であるやうに英國政府が主張するのは何處に根據があるのか。若し左様なことが主張されるならば、公使の派遣國は他國の内政に干渉する範圍、及び他國の内政に其公使が干渉して差支へない程度を決定する權利があることを、國際法に依つて認められると云ふのと同様である。夫んなことなら他國の内政に干渉する權利を承知して外交關係を繼續するよりも、寧ろ全然斷絶した方が宜い。又そんなことが認められるなら、被害國の獨立も權威も絶滅してしまふであらう」と反駁して、ベイヤード國務卿は、アルゼンチンの有名なる國際法學者カルヴァーの說を、其名著『國際法』第三卷から左の如く引用した。

「外國外交代表の駐在して居る國の政府が、認めて以て不當とした行爲に對し、其代表を去らせらるゝことを適當と考へた時は、該代表を派遣した國に其代表は最早や受諾し難きことを通告して、召還を請求するのが通例である。若し其代表の犯した罪過が重大である場合には、本國の召還を待つことなく、速に退去を命ずることが出来る。而して召還を請求する國の政府が、其請求の根

據たる理由を通告するとせざるとは、其任意であつて、斯くの如き理由の説明を要求することは出来ない。單に其代表は最早や受諾することを得ないと云ふだけで十分である。此場合に直に召還するのが國際間の禮法であるが、若し夫れにも拘らず相手國政府が召還の請求に應じないならば、必然の結果として其代表は退去を命ぜられるのである。退去は簡単な通告と旅券を返付することに依つて行はれる。個人の資格に於て爲されたと、又職務上の義務に於て爲されたとを問はず、不當な行爲の爲に外交代表に退去を命ずることは、派遣國政府に對して無禮な行爲でもなく又敵對行爲でもない。隨つて之を宣戰の理由とすることは出来ない』

米國國務卿は更に英國外相ソールズベリー侯の説を反駁して、『侯の云ふが如き規則ありとせば、接受國は誰でも派遣された人を受諾しなければならない。又公使が不都合な行爲をして、其在任を受諾することが出来なくなつた場合に於ても、接受國は理由を提示し、其理由が重大なる場合、英國政府は相當の注意を以て慎重に考慮すると云ふのでは、接受國の權利は甚しく制限されるのである。夫んな説を國際法の原則と承認するのは絶対に國家の獨立と矛盾する』と唱へ、『元來公使なる者は、外交關係を口にする兩國政府間の信任せる仲介者である可き筈であるから、彼の信義に依頼して親善の永續と良好なる理解に對する最善の保證が保たれるのだ』と斷定した後、

『であるから、公使の行爲が接受國の信用を亂すやうな者であることが發見された時は、何時彼

の召還を請求しようと、又政府が其判斷に於て、公使の非行から其國の安全と幸福を害し、又は兩國政府の良關係に危險を來たすやうな事情が生じたと信する時は、何時彼に退去を命じようと、夫れは國際的罪過の原因たるものと認めらる可きものではない』

と論結したのである。即ち米國政府は英國公使サククヴィル卿を退去せしめたことの當然であることとを頑強に固執して、英國政府の抗議を拒けたのであつた。英國外務大臣ソールズベリー侯は此米國の態度を甚しく不滿に感じ、サククヴィル公使がワシントンを引揚げてから、一名の公使館書記を残すの外全館員に歸國を命じ、遂に翌一八八九年三月、クリーヴランド大統領が退任するまで斷然新公使を米國に派遣しなかつた。又サククヴィル卿は米國より歸英した後、官を罷めて一生隱退したのである。

當時ロンドン・タイムスは此事件に關する長文の社説を掲げ、其一節に『英國政府は其ワシントンに於ける代表者が無分別なことをしたと稱せらるゝに對して、何とか有利の處置を講ぜんとして居る矢先きに、米國政府が周章狼狼の餘り、無禮な仕打ちをして我國を輕蔑したのは、凡そ如何なる文明國にも之れ以上の滑稽な光景はない』と痛撃した。併し米國政府の此狼狼を非難するものは獨り英國人ばかりではなかつた。後に米國國務卿であつたジョン・フォスターの如きも、當時の國務卿ペーヤードを評して『彼は或種の國際問題に於ては非難を蒙つた。例へばカナダ漁業條約の如

き、又は英國公使サックヴィル・ウエストに退去を命ずるに、見苦しいあわて方をした云々」と云つて居るのである(Foster, Diplomatic Memoirs, Vol. II, p. 265)。前に記する如く、英國の一史家モワットの如きは、頻に英國公使サックヴィルの輕卒を難じて居るのであるが、然も米國政府が此種の外交上の重大事件を取扱ふに、餘にうろたへ過ぎたことも否むことを得ない。畢竟大統領選舉の形勢を案じ過ぎた爲に、事件の終局を合せつたのであつた。

### 七 召還請求は合法であつたか

米國の國際法學者ハンニス・テラーが其著『國際公法論』中に論ずる所を以てせば、米國政府の此事件の取扱方は不當である。テラーも亦サックヴィル事件を書中に引用して居るのであるが、外國公使を本國の召還を待たずして、之に退去を命ずる場合の一般論として、左の如く説いて居る。

『一國の主權者が其國に駐在する外國使節を、其使節の本國政府の行爲を理由とし、又は使節自身の非行を理由として、本國よりの召還を待つことなく之に退去を命ずることが出来る。第一の場合には(本國政府の行爲を理由とする場合)主權者は通牒を以て、使節の本國政府との一切の外交關係を中止することの意思を使節に通ずると同時に、旅券を返付するのが通例である。第二の場合には(使節自身の非行を理由とする場合)其使節の威信のみならず、其使節の本國の威信

にも關するものであるから、斯かる重大の手段を當然とするに足る十分の理由を示さなければならぬ。之は公正と禮讓(Justice and courtesy)共に命ずる所である。即ち使節の本國に對して公正を保つ爲には、退去を命じた國は其行爲の基礎理由とする所を示す可く、又その使節に對して公正を保つ爲には、斯る理由が果して十分の證據を有するや否やを派遣國に於て確めねばならぬ。故にハレック(米國の國際法學者)が唱へてカルヴァー(アルゼンチンの國際法學者)が再説した説に、國家は其使節を派遣した先方の國の政府から、單に該使節を最早や接受し難いと云ふだけで斷つて來た場合、速に之を召還せねばならぬ義務があると云ひ、又この場合に國家は該使節が最初責任者として接受されながら、後に至り何故接受し難き者と爲つたかを示す可き理由を問ふ権利がないと云ふのは、全く合理的根據を有してゐないのである。ダナ(米國の國際法學者)も亦退去又は召還の請求は、國家が最初或特定人の使節として來任することを拒み得るのと同一の理由で爲し得るものと唱へて居るのも、明白な混亂に陥つてゐるのである。使節の人格に對する特別の故障が一旦その接受に依つて除去された後に及んで、合理的な且つ證據立て得る原因もなくして放逐されたり、侮辱を加へられたりすることが出来ること云ふのは、明に不當である。ホール(英國の國際法學者)が遺憾なく説く如く「友邦に對する禮讓(courtesy)としては其主權の代表者たるものを輕卒に又醉興的に放逐してはならない。若し何等の原因も示されず、

又は其示された原因が不十分である場合には、使節の本國の威信に對して無禮を加へたことゝなる。若し其原因が甚しく不十分であり、虚偽であつた場合に於ては、其國に對し隠然侮辱を加へんとした意思を有するものであると信ず可き理由とせられる。故に國家は所謂理由が十分重大であることを諒解しなければ、其代表者を召還し又は其退去を命ぜられたことを黙過してはならぬものである。過去又は現在に於て、強制的召還の各事件の當否を決する準則として、之れ以上に公正にして合理的な原則を示すことは出來ない』(Hannis Taylor, A Treatise on International Public Law, p. 350—351)

と論じてゐるのである。併し茲に注意を要する一點は「之れ以上に公正にして合理的な原則を示すことは出來ない」としてテラーが引用するホルの言は、凡て友邦に對する禮讓として立論してゐることである。テラー自身も亦「之は公正と禮讓が共に命ずる所である」として立言してゐるのである。「禮讓」と云ひ又は「公正と禮讓云々」と云ふだけでは、國際法の法律的原則と同一意味ではない。だからサックヴィル事件に就て、米國國務卿ベイヤードが其外交的處置に拙劣なあわて方をしたことは、彼を非難するものの非難する通りであつたとしても、單純な法律論としては、ベイヤードの云ふことは一概に却ける譯には行かない。但し却ける譯に行かないと云ふのは單純な法律論として見る場合だけである。

## 外交官の治外法權

### 一 瑞典公使の少女殺害事件

昭和五年九月二十九日、東京駐在スウェーデン公使フルトマン氏は、自身で自動車を運轉して鎌倉から歸京の途中、神奈川縣金澤町で、同町青物商某の三女山口いね(七)外五六名が遊戯中の眞只中に過つて突入し、いねの頭部その他を粉碎即死せしめたと云ふ新聞記事を読んだことがある。此事件が其後どうなつたか知らないが、若し此加害者が普通人であつたなら、無論過失殺傷罪として訴へられ、且つ被害者の遺族から損害賠償を要求せられることにもなつたであらう。然るに此場合の加害者は外國公使であるので、刑事上にも民事上にも被告たることのないだけは明白である。

同じく罪を犯し、同じく他人に損害を加へがなら、普通人は之に對して刑事上並びに民事上の責任を問はるゝに拘らず、外國公使なるが故に無責任であると云ふのは如何なる譯か、曰く外國公使は其駐在國に於て治外法權を享有するからである。然らば治外法權とは何であるかと云ふに、外國人

が其在留國の法權外に立つ特權、即ち在留國の法律に依つて拘束せられざる特權であつて、外國公使は古來その駐在國に於て此特權を享有するものとせられるのである。尤も治外法權を此意味その儘に解するのは、今日では聊か廣義に失するから、外國公使が其駐在國の刑事並びに民事裁判管轄から免除される、特權と、大體理解する方が正しい。そこで右スウェーデン公使の少女轢殺事件が個人的にどう片付いたか知らぬが、法律的には外國公使としての治外法權を享有する以上、之を日本の裁判所に掛けて罪を問ふことも出來ず、又公使を相手取つて損害賠償を求めるとも出來ない。云はば被害者の泣寝入りに終るの外はないのである。

之は一見不正義、不合理のやうに思はれる。どうして夫んな不正義不合理が行はれるのであるかと問はざるを得ない。畢竟外國公使をして其駐在國に於て外國代表者たる職務執行を安全ならしむる必要から生じた慣例に外ならない。若し外國公使にして其駐在國の官憲に依つて、普通人と同様に逮捕、監禁、審問、處罰されたり、又は犯罪捜査の名の下に公使館に侵入され搜索され、又は其文書の祕密を侵されたり、又は公使もしくは公使館の財産に對し強制執行を加へられたりしては、到底その職務を安心して執行することを得ない。駐在國の政府中、無法亂暴なるものに至つては、容易に勝手の口實を構へて、外國公使に迫害を加へ、其職務を行ふの自由を奪ふの危険は重大である。斯くては國交の平和關係を維持するに由なきを以て、國際秩序を確保する爲には外國公使に對

して其職務執行の安全を保證するの必要があると云ふ理由から、一般國際慣例として外國公使の爲に此特權が認めらるゝに至つたのであつて、其由來は極めて古いものである。但し學說上には此慣例に對して賛否兩論があることだけ茲に斷つて置く。

然らば外國公使たるものは、其駐在國の國法を勝手に無視することが出來るか云ふに、夫れは固より許されない。外國公使が治外法權を享有すると云ふのは、單に其違法行爲に對して、駐在國の裁判管轄から免除されると云ふ意味に止まり、違法行爲の違法たるに於ては、普通人の違法行爲と何等異なる所はない。故に駐在國の國法を無視するやうな外國公使は、一日も其國に駐在せしめてはならぬのであるから、政府は其公使の本國政府に請求して、穩便に召還せしむるか、又は其違法行爲が重大且つ危急なる場合には、之に即時退去を命じ、必要に依りては強制して國境外に放逐することも出來る。一八一五年二月、メキシコのカーランツア政府は、叛軍のヴィラ將軍派を援助したスペイン人を隠くまうたと云ふので、同國駐在のスペイン公使に二十四時間内に國外退去を命じたことがある。併し外國公使が泥酔して暴行したとか、又は道路で放尿したとか云ふ程度行爲で、本國政府に召還を請求したり、國外退去を命じたりした例は聞かない。

尤も昔は逆も亂暴な大使がゐた。一六六六年、オーストリアの帝室で狩獵會が催されたとき、外國大使の服裝をした一紳士が、特に貴族のみの爲に設けられた獵區に無斷で入らうとした。之を發

見した伯爵某と云ふ貴族が咎めて入場を遮つた處、右の紳士は聞かずして無理に押入らんとし、剩へ無禮な言動を以て伯爵を辱かしたので、伯爵も大いに怒り、ステッキを揮つて此男を散々になぐりつけた。夫れから二三日たつて、國都ウイーンに一大椿事が勃發した。

右の一紳士と云ふのは實はウイーン駐在のスペイン大使で、彼は前日狩獵會で受けた侮辱を無念に思ひ、如何にもして之に復讐せんとし、密に其家僕に命を授けて、伯爵の外出を狙はしめた。三日を経てウイーンの市中で伯爵乗用の馬車を發見した彼等は、忽ち之を襲ふてピストルを亂射し、劍を抜いて車體を刺し通し、馭者を負傷せしめたが、伯爵は辛うじて身を以て逃れた。椿事を聞いて駈け着けた衛兵の爲に追はれて、暴漢等は市役所内に逃込み、其處で暫時防戦を試みしも、其内に手負二名を出すに及び、餘は遂に悉く降伏した。スペイン大使は家僕等の此危難を聞くや、彼等を救はんとて飛んで來り、猛然市役所に闖入せんとしたが、力到底及ばずと知り、今度は自身伯爵の館に赴き、賠償強要の直談判を始めた。處が餘りに悪口雜言を吐いて、殆ど狂亂の態なので、彼も亦遂に押込められてしまつた。

之れほどの亂暴な大使であるから、彼は當然即刻放逐さる可きものであつた。然るに事件は意外にも簡単な妥協で終を告げた。即ち大使はウイーン政府に陳謝して、彼自身及び部下の釋放を許され、伯爵某は前日狩獵場で失敬したのがスペイン大使であつたことを知らなかつたと釋明して、茲

に芽出度く落着いたのである。

## 二 獨、澳の米國に於ける陰謀

最近で外國の大使公使が、其駐在國の國法を犯したと云ふ理由を以て、本國政府に召還を請求された事件は、歐洲大戰中に最も多く頻發した。其中で最も著名なのは一九一五年九月の駐米オーストリア・ハンガリー大使ヅンバの召還事件である。

其頃米國はまだ參戰せず、局外中立國であつたので、英、佛、伊、露等の聯合諸國の爲に盛んに軍需品を製造供給してゐた。固より獨、澳の兩國にも同様の供給をしてゐたけれども、海上の通路が英國海軍に依つて殆ど遮斷されてゐた爲め、米國よりする軍需品の輸送は、大部分聯合諸國に向けられた。之れは獨、澳の最も苦惱した所であつて、如何にもして其製造供給を妨害せんと焦慮した。其中にも、オーストリア・ハンガリーの駐米大使コンスタンチン・ヅンバ及び駐米ドイツ大使館陸軍武官フランツ・フォン・パペン、(後年ドイツ政界に飛躍し、一九三二年には總理大臣となり、後ヒトラー政権の下に副總理となつたが、ヒトラーから遠ざけられて現にウイーン駐在のドイツ大使である。)海軍武官カール・ポイエド等は、密に相通じて、米國內に於ける軍需品工業を覆へすの陰謀を企てたのである。

大戦の漸く進みたる一九一五年の頃、米國內ではドイツが頻に大金を蒔き散らして種々の親獨宣傳運動を爲し、甚しきは危険なる陰謀を企てゝゐるとの風説が行はれてゐたが、八月十五日に至つて、是等の宣傳及び陰謀の内情がニュー・ヨークのウォールド紙に依つて素破抜かれた。同紙は爾後連日の紙面に、駐米ドイツ大使ベルンストルフ伯、前記の大使館附武官パベン、ドイツ政府の駐米財務官と稱して、實は宣傳主任たるハインリヒ・アルバート其他のものから發せられた祕密の書信、文書の類を連載して、(一)彼等は自國に有利な宣傳用出版物を米國內で發行して、之が資金を供給又は補助してゐること。(二)彼等は新聞、講演、活動寫眞等に依り、又は平和協會なるものを組織して、自國に都合よき宣傳を爲し、以て米國民の感情を惑はしめんとしてゐること。(三)彼等は米國內に於ける軍需品製造所その他の工場に罷業を起さしめんと計畫してゐること。(四)ドイツは米國が聯合諸國に武器を輸送してゐることに抗議しながら、自國の爲に武器製造の工場を米國內に設け、其供給を獨占せんとして、之に資金を給與してゐること。(五)ドイツは頻に米國民に訴へて、ドイツ品の輸入を許すことの全米的期成同盟運動を起しながら、實際には自ら國外輸出を禁止し、以てドイツ品が米國に來ないのは、一に英國海軍の對獨封鎖に因るものであるとの口實を作り、之に依つて英國に對する反感を米國人間に激成せしめんと謀つてゐること等の事實を摘發したのである。ウォールド紙の此ドイツ側の陰謀の暴露は、國內に非常なセンセーションを引起し、忽ち猛烈

な反獨感情を勃發せしめた。之に對し右ドイツ財務官アルバートはウォールド紙に長文の辯明書を寄せて、同紙に連載された各種の文書は、悉く眞正のものであることを否認しないけれども、ドイツ政府の官吏が米國內で軍需品製造工業に罷業を煽動するやうなことに關係ありとするウォールド紙の所論は、全然何等の根據のない誣妄の言であると反駁した。ドイツ側の云ふ所に據れば、ウォールド紙に素破抜かれた祕密文書は、アルバートがニュー・ヨークの地下鐵道内で盗まれた書類の中から出たのだと云ふことである。

然るに夫れから僅に二週間を経た八月下旬に至り、獨墮兩國の企てた陰謀計畫が意外のことから發覺した。

即ち八月三十日、英國官憲は同國フォルマス港に於て、ドイツに向ふ一米國新聞通信員、ジェームス・アーチバルドなるものを捕へた。彼が其船室内に隠した書類中に、彼に託したベルリン及びウイン宛ての文書三十餘通を發見された其中の一通は、實に駐米オーストリア・ハンガリー大使コンスタンチン・ゾンバから、本國外務大臣ブリアン男に宛てたものであつた。此書信は八月二十日の日附であるが其文面に曰く、

『昨夕我フォン・ヌーバー總領事は、豫ての打合せに依り、當地某新聞の主筆より茲に同封の備忘録を手に入れ申候。之はベスレヘム・シュワブ製鋼軍需品工場並びに中西部地方に、罷業を計



畫せんとする彼の提案に係るものに御座候。

閣下の熟知せらるゝアーチバルド博士は、本日正午汽船ロッテルダム號にて、ベルリン及びウィーンに向け發足致候に就き、本官は此稀有にして安全なる機會を利用して、右の提案を熱心に閣下に紹介し、御賛成を仰ぎ度存候。

本官の所見を以てすれば、ベスレヘム並びに中西部地方に於ける軍需品製造を假令ひ全然阻止することを得ずとするも、數箇月間は之を攪亂し又は中止することを得べく、ドイツ大使官附武官の意見に據れば、之は頗る重要にして、之に要する小資金の支出は、以て十分償ふに足るとのこと御座候。

又罷業が起らずとするも、斯かる事變を急迫せしむることに依つて、我貧困にして虐げられたる同胞の爲に、一層有利なる労働條件を獲得せしむることを得べきかと存候。ベスレヘムにては是等の白奴は現に一日十二時間、一週七日間を通じて働かされ居候を以て、虚弱なるものは皆倒れて肺病と相成候。ドイツ人の労働者中熟練職工に屬するものに就ては退職の方法を講ぜらるべく、其外に私立のドイツ人労働紹介所が設けられ、進んで職を放棄したるものに職を授け、既に能く働き居候得者、彼等も亦加盟す可く、最廣の援助を得べしと存候。

何卒御返事は無線電信にて被下候様願上候

英國政府より此驚く可き陰謀計畫の策源地を急報された米國政府は、九月八日、國務卿ランシングよりウィーン駐在の米國大使ペンフィールドに訓令して、左の覺書をオーストリア・ハンガリー外務大臣ブリヤン男に提示せしめた。

『ワシントン駐在オーストリア・ハンガリー大使コンスタンチン・ヅンバ氏は、米國の軍需品製造に従事する製造所内に、罷業を煽動するの計畫を、自國政府に提案したことを自認した。此計畫の報道は大使が本國政府に宛てた書信の寫から、我政府の手に入つたのであるが、該書信の携帶者はアーチバルドなる一米國人民であつて、米國の旅券の下に出發したものであつた。而して大使は本國政府に公信を傳達せしむる爲め、右アーチバルドを雇入れたことをも自認してゐる。斯くの如くヅンバ氏が合衆國人民の合法なる産業を破壊し、且つ彼等の合法なる商業を妨害せんとする目的及び意圖を自認し、又オーストリア・ハンガリー國の敵たる諸國の戦線を通過して、公信を傳達する密使として、米國旅券の下に保護せらるゝ米國人民を使用したことは、外交作法の重大なる蹂躪であることに鑑み、大統領は本官に命ずるに、ヅンバ氏はワシントンに於けるオーストリア・ハンガリー國の大使として、最早や合衆國政府の容認し難きものであることを閣下に通告することを以てした』

即ち米國政府はヅンバ大使の召還を其本國政府に請求したのである。此米國政府の斷然たる處置

に狼狽したヅンバ大使は密に米國政府に請ふて、賜暇歸國の形式に依り退去せんとしたのであつたが、米國々務省は斷乎として之を拒けたので、大使は遂に九月二十八日を以て、本國から召還されるに至つた。此召還問題の最中に、彼がニュー・ヨーク・タイムス紙に寄書して（九月十七日）米國々務卿に宛てた長文の辯明書を發表したる突飛の行動は、自ら一層その召還を促進したものであつた。即ち彼は其辯明書に於て、彼は米國の産業を害するが如きことを曾て企てたることなく、彼は只單に自國臣民に向つて米國で軍需品製造に従事するのは、我敵國の成功を助くるものに外ならざることと告げ、斯くの如き事業に使役せられるのは、本國に對して叛逆の行爲を敢てするものであるとの意味を警告したに止まり、夫れ以上に何等の意思はなかつたのであるから、固より米國の國法を破らんとするが如き意圖は毛頭持つてゐるものではないと、大に辯解したのである。然るにタイムス紙は一方に彼の此辯明書を其紙面に載せると共に、ヅンバが曩に密使アーチバルドに託した問題の書信をも併せ掲げて、悉く彼の陰謀の正體を暴露したので、彼の米國に於ける立場は全く失はれてしまつたのである。

斯くてヅンバ大使は十月五日を以て遂に米國から退去した。

米國政府がヅンバ大使の召還を請求した理由とする所は、ヅンバが『合衆國人民の合法なる産業を破壊し、且つ彼等の合法なる産業を妨害せんとする目的及び意圖を』有したと、並びに『オース

トリア・ハンガリー國の敵たる諸國の戦線を通じて、公信を傳達する密使として、米國旅券の下に保護せらるゝ米國人民を使用したことは、外交作法の重大なる蹂躪である』と云ふことに歸するのであるが、彼が密に煽動せんとした罷業そのものは、敢て米國國法の禁ぜざる労働運動の慣用手段であるとしても、其これを煽動せんとしたヅンバ大使の目的及び意圖に至つては、駐在國の産業を破壊し、商業を妨害せんとするのであるから、何れの國の國法に於ても、重大なる犯罪行爲たることは勿論である。斯かる重大なる犯罪行爲の嫌疑あり、且つ之が確證ある外國大使を召還又は放逐するのは當然の處分であつて、米國政府がヅンバ大使の召還を請求し、オーストリア・ハンガリー國政府が又速に之に應じたのは固より其所である。當時の實際に於ても、獨、塊の兩國が米國にて軍需品製造に従事する諸工場内に、罷業を煽動せんとしたことは明證された所であつて、現に同年十一月米國労働總同盟の發行した年報に據れば、或労働運動の領袖を買収せんとして成らなかつた事實があり、又後段に記するドイツの陰謀事件を取扱つた米國地方検事も、罷業の勃發は或著名なる労働首領等が斷然賄賂を拒絶したるに依つて阻止されたと云つて居り、又ヅンバ自身も、又ドイツ大使ベルンストルフ伯の如きも、獨塊の臣民たるものが、聯合國の爲に軍需品の製造に雇傭せられるのは各本國に對する重大なる犯罪であることを警告し、之に應じて工場を去つたものに生活費を支給したと明言してゐるのである。

次にヅンバ大使が米國旅券の保護の下に、アーチバルドなるものを其公信の密使に利用したことは「外交作法の重大なる蹂躪である」と云へる米國側の主張には、十分の理由がある。若し中立國にして交戦國に通信を傳達することを自國人民に事情を知つて許し、且つ同時に之に旅券を附與して保護する場合は、其旅券は該交戦國の敵國が當然信用して受諾することを求められるものであるから、其中立國は右行爲に依つて中立を破るものと爲る。如何となれば其旅券は該交戦國の敵國に對して、公然非中立行爲即ち一方交戦國に援助を與ふることに従事するものを入國せしめ、之を保護することを求むるものであるからである。又大使にして通信を傳達するに自國人民を用ひず、中立國の旅券を利用して、其庇護の下に中立國人民をして非中立的通信を傳達せしめるのは、實に該中立國に對して詐偽の罪を犯すものである。故に中立國にして自國の旅券が濫用されてゐることを確知するときは、其威信と交戦國に對する義務に顧み、即時これを禁ずると同時に、斯くの如く中立國の信用を害したる外國大使と、爾後公式の關係を持続することを拒絶するのは、最も當然の措置である。米國政府がヅンバ大使の召還を其本國政府に請求したのは即ち此理由に外ならない。

(American Journal of International Law, 1915, pp.936, 937)

### 三 ドイツ大使館附武官の召還

獨逸の密使アーチバルドの携帯品中から發見された密書事件は、ヅンバ大使の召還に依つて一段落を告げたのであるが、更に同時に發見された書信中より、ドイツ大使ベルンストルフ伯、ドイツ大使館附陸軍武官フォン・パベン等の密書が引出されて、是等の密書が公表せらるゝに及び、米國人のドイツに對する反感疑惑を愈々増大した。ドイツ大使の密書は、一つはアーチバルドに宛てたもので、「貴下が此國に於て斯程の熱心と成功を以て、我國の利益を増進せられた後、再び獨逸に赴かれることを承知して、欣喜に堪へず」と記したものと、他の一つはドイツ國境税關官憲に宛て、「アーチバルド氏はドイツの主張を有利に米國內に講演する爲の資料を蒐集せんとして、寫真機その他を携帯しドイツに赴くものである」ことを紹介したものに過ぎなかつたが、陸軍武官パベンの密書に至つては、米國及び米國人を侮辱したものととして、米國內に非常の激昂を爆發せしめた。此書は八月二十日附で、パベンが其妻に宛てたものであつて、文意は主として既記ウォールド紙の素破抜き記事に關するものである。

『吾々は米國人の所謂「元氣を奮ひ起させる」大必要がある。日曜日以來吾々に非なる新暴風が吹き起りつゝある。夫れは何の爲であるか。其許の感興を引くであらうと思ふ新聞の切抜を少々送つた。不幸にも彼等は地下鐵道内で我善良のアルバートから厚い書類を盗んだのであつて(勿論英國の密偵が)、其中の重要な部分が發表されたのだ。米人間の驚動を想像することが出来るであ

らう。不幸にも其中には液體鹽素の買占とか、ブリッチポート彈藥會社とかに關する私の報告書中から、極めて重要な點もあり、又フィノール（それから爆發藥が造られる）の買占並びにライト飛行機特許權の買得に關する文書もあつた。

併しこんなことの起るのは當然だ。之に對し吾々が如何に辯護するかを其許に知らせる爲に、アルバートの答辯書を送つた。吾々は昨日この答辯書を共同して作つたのである。再會の機も間もなきことゝ信ず。アドリヤチック號（原文の儘、之は多分この手紙の日附の前日、ドイツ潜水艇の爲に撃沈された米船アラビックの誤ならん）の撃沈は最後の景物と爲るかも知れない。危険が一掃されんことを我國の爲に祈る。

東部戰場に於ける素晴しさはどうだ。私は毎度是等の愚鈍なヤンキー達に、黙つて此感歎に満ちたる勇壯さを見ると云ひ聞かせてゐる。陸軍内では私の友人達は全く異つた態度を執つてゐる。』此事がなくてもパペンは豫て米國內で不穩人物視されてゐた處に、こんな手紙が暴露されたのであるから、彼の行動に對する監視は一層嚴密にされた。併し此程度の問題で、苟も外國大使館附武官たるものを、輕々しく放逐する理由とは無論ならない。

然るに、パペンの同僚にしてドイツ大使館附海軍武官カール・ポイエドの行動に關しては、久しき以前から屢々重大な疑惑を醸してゐた。前年（一九一四年）開戦と共に、米國內にゐるドイツ人

の豫後備兵を本國に送還す可く、虚偽の口實を以て旅券を詐取する大規模の陰謀が行はれてゐるところが、一五年の春に至つて發見された。同年一月二日、ニュー・ヨークを出帆せんとする一ノールウェー船の内で、米國人に發行された旅券を携帯せるドイツ豫後備兵四名を捕へた。其旅券の出所を探査した處、ブルックリンの汽船代理店主某であることが明にせられ、三年の禁錮に處せられた。翌二月二十四日、米國官憲は再びステグララーなるドイツ豫備兵が米人と偽稱して、旅券を詐取せんとしたことを發見し、嚴重に訊問した結果、意外にも此旅券詐偽の陰謀の首魁が、ドイツ大使館附海軍武官カール・ポイエドであることを自白したのである。即ちステグララーの陳述する所に據れば、ポイエドは彼に間諜たらんことを勧め、米國商店の出張員と稱して、英國に入込ませんとして彼に旅券を得る手段と金を授けたのであると云ふ。此ステグララーの陳述に對して、ポイエドは強硬な否認狀を發表したのであるが、米國に於けるドイツの陰謀計畫に關して、ポイエドの名は、夫れから一般に喧傳せらるゝに至つた。然るに同年十一月に至つて更に重大なる事件が發覺した。

之より先き米國政府はドイツが米國港から武器、燃料、食料品等を米船又は外國船に依つて、海上に待合はせる自國軍艦に供給しつゝある實例の頻々たるを聞知し、之を以てドイツは米國の領土を作戰根據地と爲すものと認め、其中立を嚴守する爲に新に嚴法を設け、出港免狀を有せずして、米國港より出航した船の所有者又は船長その他該船の管理監督の任に在る者を嚴罰に處するの手段を執

つたのである。然るにドイツ人は巧に出港免状その他の船舶書類を變造又は偽造して、米國税關吏を欺き、米國港から供給船を仕立てて海上のドイツ軍艦に通ずるもの依然跡を絶たず、米國諸港は一時宛然ドイツ海軍の根據地たる如き觀を呈した。米國政府は鋭意これが防止に努めた結果、十一月に至つて此陰謀を計畫した莫大の資金を供給してゐるものが、前記ドイツ大使館附海軍武官ボーイエドであつて、彼こそ其第一の頭目であることの有力な多數の證據を握つたのである。

茲に於て米國々務卿ランシングは十一月三十日、ドイツ大使ベルンストルフ伯に對し、右ボーイエド竝にパベン兩人は、米國內に於て或者其の犯せる不法の行爲に關係あるものと認むるとの理由を以て、米國政府は彼等の駐在を容認し難きものと爲し、即時本國へ召還せんことを請求したのである。ドイツ政府は其召還請求の理由とする證據を提示せんことを逆に請求したのであるが、米國政府は單に海陸軍事に關し不穩當の行爲あるものと認むと云ふの外、總て之を拒絶したので、ベルンストルフ大使は國務卿ランシングに通告するに、然らばドイツ皇帝は自發的に兩人を召還せらるる旨を以てした。

兩人は其年十二月、前後して米國を退去した。然るに其途中パベンの乗船が英國のフォルマスに寄港したとき、英國官憲は彼の携帶行李の中から、重要な書類を發見したのである。即ち彼が米國に於て關係せる各種陰謀の事實を、最も有力に證據立てたものであつた。之に依つてパベンの罪

狀は明白にされたのであつたが、本人は既に米國を去つた後である。

#### 四 公使館員と家族の特權

前記ヅンバ大使事件の示す如く、外國公使又は大使は、其駐在國に於て治外法權を享有してゐるとは申しながら、其國の國法を破り又は重大なる利益を侵すときは、駐在國政府は公大使の本國に請求して本人を召還せしむるか、又は場合に依つて退去を命ずることも出来る。況して外國公使の隨員たる一般公使館員、館附陸海軍武官等にして、同様の行爲あるものに對しては、召還の請求、退去の命令ともに論なき所である。併し隨員と雖も公使その人と同様に治外法權を享有するものとして、駐在國の裁判管轄權には服しないことに爲つて居るので、其行爲に對して訴追することは出来ない。畢竟公使をして其任務を安全に執行せしむる爲には、單に公使一身のみならず、隨員たる館員にも之を享有せしむるに非ざれば、萬全でないといふ理由に依るものである。前記在米國ドイツ大使館附陸軍武官パベン、同海軍武官ボーイエドの如き、米國々法を侵したるの嫌疑十分なるに拘らず、彼等は治外法權を有するの故を以て、米國官憲は彼等の身體に手を觸るゝことが出来ず、纔に本國政府に請求して召還せしむるの手段に出るの外はなかつたのである。

更に駐在國に於ける治外法權は公使と共に其公使館員が享有するに止まらず、公使の家族、館員

の家族ともに之を享有するものとせらる。尤も彼等は其固有の権利として之を享有するのではない。例へば公使の家族の爲に認めらるゝ此特權に就て、フランスの國際法學者ボンフィスが『公使及び自國政府を公式に代表する者等の眞の獨立は、若し彼等の愛情の對象たるものゝ上に脅威を感じるが如きことあらんか、決して安全ではないであらう』(Fanchille, Droit International Public, Tome I, Troisième Partie; p. 94.)と説くが如く、又米國の學者フールクが『彼等が大使自身と同一の基礎に於て保護せられねばならぬことは、大使をして其公務を行ふに當り、自分に最も親近なる者等の安全に就て安心することを得せしめる爲に明に必要である』(Foulke, International Law, Vol. I, p. 235)と説くが如く、公使をして安全に其職務を盡さしむる便宜上、其家族にも同様の特權を及ぼすと云ふに過ぎない。即ち此特權は彼等の本來固有の權利ではないのであるから、公使にして若し其家族の特權を放棄することを便利としたら、之を放棄しても妨げないものである。但し公使その人の此特權は公使に私屬する權利ではなく、其公使を送つた國家の國際法上の權利であるから、本國政府の同意を得た上でなければ、勝手に之を放棄することは出来ない。

公使の家族にも治外法權を及ぼすと云ふ此慣例は、公使が其任地に妻子を同伴する習慣が一般に行はれるやうになつてからのことであつて、十七世紀以前には公使は妻を同伴してゐなかつたらしい。或書に、一六四九年オランダに駐在してゐたフランスの大使が、スペインの大使が妻を連れて

來たのを嘲笑して、『彼は男女兩性大使だ』と云つたと傳へてゐる所に徴すれば、公使の家族にも特權を附與するの問題は、少なくとも十七世紀以後に生じたものと思はれる。而して今日行はるゝ家族の特權なるものは、其家族の如何なる範圍まで及ぶものであるか、實は尙ほ不明確であつて、公使の妻及び子は當然家族の範圍に入るとしても、其特權を主張するに就ては、彼等は公使と同居してゐなければならぬものとせられるのであるが、更に之を公使の父母、兄弟その他のものをも包含せしむ可きやは疑はしいのである。一九二一年勞農露國法は、特權を其妻及び十六歳未満の子に限り享有せしむることに限定してゐる。

數年前(一九二八年一月)ワシントンの市中で、駐米英國大使サー・エスメ・ホウアードの一人ヘンリーなる少年が、自身で運轉してゐた自動車で、一少女を轢き倒し負傷せしめた。加害者ヘンリーは年齢十四歳にして、固より自動車運轉の免許を得てゐないのであるから、普通の違反者なら罰金を課せらるゝか、又は矯正院に送らる可き筈であつたが、外國大使の家族であると云ふの故を以て、結局その罪を問はれないで済んだ。又被害者側に於ても、右の少女の父親(氣象局の會計係)は、英國大使夫妻及び其家族の者が、毎日代るゝ少女の家を見舞ひ、金品を贈り、醫師を附し、入院をも申出で、又大使館の自動車を被害者一家の使用に提供する等、行届きたる誠意を諒として、何等要求がましいことも申出なかつたので、穩かに片付いた。

加害者の父たる英國大使サー・エスメ・ハウアードは、此事件に關し新聞記者を引見して、次の如く辯明した。

『余は被害者の一家に對して、有らゆる助力を申出た。若し余にして外交官の特權を放棄することが出来たなら、喜んでさうしたであらう。然るに之は過去二世紀以上に亙つて外交官に與へられた保護の方針から外れねば出来ないことである。若し罰金を拂ふことを要求せられたなら、余は即時ケロッグ氏（當時の米國々務卿）及び本國政府に、之に應ずるの許可を求めるのであるが、併し余の見るところでは、斯ることは許されないと思ふ。余は未成年者の自動車運轉を取締る法規あることを知らなかつた。就ては余の伴が法定年齢に達するまで、今後運轉を禁ずることにする』

此場合に、英國大使は其子に關する裁判管轄免除の特權を放棄するのは、多年外交官に與へられた『保護の方針』に反するものとして、之を敢てしなかつたと云ふのであるが、近代の實例で外國公使が其家族の此司法免除權を、自ら放棄したものにウァチントン事件なるものがある。

一九〇六年、ベルギー駐在のチリ國代理公使ウァチントンの一子カーロスが、ブリュッセル市内の或家で、彼の姉妹と婚約せる公使館書記官バルマセダなるものを射殺し、自國公使館に逃込んで、父の許に匿れた。公使館は固より不可侵であるから、ベルギー警察は之に入ることが出来ないので、警察隊を以て館を包圍するの外はなかつた。二日を経て父ウァチントン公使は自ら裁判所に出頭し、

カーロスはベルギー裁判所に附せらるゝことを望むに就き、彼に關する司法免除權を放棄する旨を檢事局に通告した。仍つて檢事局は此次第を外務大臣に報告した處、犯人は之をベルギー官憲に引渡さるゝ前、チリ政府の同意を待つ可きものとせられた。間もなくチリよりベルギーに於て起訴せらるゝことに同意して來たので、カーロスは刑務所に收容され、翌年裁判に附されたるに、陪審員は彼を無罪として放免した。

此事件に就て特異とする所は、チリ公使自ら其子の爲に特權を主張しないことを申出でたるに對し、ベルギー政府が先づ本國政府の同意を得ることを求めたことである。併し若し此場合の犯人が公使館の館員であつたなら、公使は勝手に其特權を放棄することは許されないから、本國政府の同意を得なければならぬのであるが、此事件に於てカーロスは公使の家族であるから、其特權は公使自身で放棄することを申出づれば十分であつた。ベルギー政府は餘計のことをしたのである。

外國公使の隨員たる公使館附官吏が、駐在國に於て其特權として民事裁判の免除權を享有するものであることは、既に一言した所であるが、其者等の家族も亦同様の特權を附與せらる。併し是等隨員の家族の有する特權は、公使自身の家族の有する特權が公使の任意に之を放棄することが出来ると同様、亦任意に放棄することが出来る。

一九〇七年十一月、巴里で或自動車製作人から、ロシヤ大使館財務官ラファロウチの妻を裁判

所に訴へた訴訟の要旨は、ラファロウイチ夫人が自動車の修繕料二千フランを支拂はないと云ふのである。之に對して同夫人は其夫の享有する外交官の特權に依つて保護せらるゝものであるから、フランス裁判所は事件の裁判管轄權を有しないと主張したのである。然るに其夫たるラファロウイチ自身は之を否認して、代理人をして法廷に於て、妻とは法律上別居してゐるのであるから、斯かる免除權を要求する資格はないと陳べしめた。原告も亦同様の理由を唱へたのである。處が裁判所は之に反して、凡そ外交官の免除權なるものは、各國政府間の權利であつて、私人間の權利ではないのであるから、夫たるラファロウイチの態度は、本國政府に依つて特に許可されたのでなければ、何等の效力はないものである。何となればラファロウイチは其妻たる被告と別居してゐると云ふけれども、彼等の婚姻は決して解除されてゐないからである。故にラファロウイチ夫人は夫の家族として附與せらるゝ免除權を要求する權利を尙ほ有するものであると宣告したので、此自動車製作人は敗訴したのである。此事件の興味ある點は、裁判管轄免除の特權を享有する外交官の家族は、其外交官と同棲するものに限ること、學說の一致する所であり、現に一八九五年八月ケムブリッジに開いた萬國々際法學會の外交官の免除權に關する決議にも、『外國駐在の公使、公使の職務と公式に關係ある官吏、及び彼等と同棲する其家族は、其駐在國の民刑事裁判所の管轄權から免除せらる』(第十二條)と規定して居るに拘らず、本件の巴里裁判所が現に明かに夫と別居せる妻に、夫の享有

する特權が及ぶものとしてゐることである。少なくとも本件に於ける被告の夫は其妻の主張せる特權を否認してゐるのであるのに、裁判所の方で強ひて民事上の司法免除權を認めた點に、問題としての興味がある。



## 獨帝のアグレマン取消事件

### 一 アグレマン

國家は他國が其國に派遣せんとする外交代表者の人物經歷等に徴し、其來任を欲せざるときは之を拒絶するの權利を有するものである。殊に新に來任せんとする外國代表者が、其國に對して敵意又は惡感情を懷く如き人物ならんには、之を拒絶するに十分の理由たる可きものである。但し何が十分の理由で、何が十分の理由でないかとの判別に至つては、今の國際法に於て明かにせられてゐない。故に古來種々の理由もしくは口實を以て、他國の來任者を拒絶した爲に、重大なる國際紛争を生じた例が多々ある。仍て此種の不幸なる紛争を防ぐ爲に、一國が新に他國に大使、公使を任命派遣せんとするに際し、其新任者の人物、經歷等を相手國に通じて、其人が相手國に於て *persona grata* (氣受けの好い人) であるか否かを問合はせ、豫め其同意 (*agrément*) を求めることの手續を取るのが、今日一般に行はれてゐる慣習である。羅馬法皇廳が奧地利、西班牙(往時は佛蘭西、葡

萄牙) 等に其外交代表者を送らんとするときは、三名の候補者の名を列記して相手國に通知し、其選擇に委かせることにしてゐるのは、用意の最も周到なるものである。然るに獨り米國は多年この慣習を認めず、自國外交官の任免は各國の自主的に決す可きものとして、相手國の意嚮を確むることなく、其適當と信ずる人選を決して、公式に任命を發表してから、後に相手國に通告してゐたので、屢々其來任を拒絶せられた不快の經驗を繰返へしてゐる。此不快なる經驗に鑑み、米國は今や大使に就てのみは、新に赴任する相手國政府の同意を求むるの慣習を尊重するに至つたのである。併し公使に關しては、依然として舊來の自主的任命主義を固持してゐる。

國家は他國の新任外交官の來任を拒絶することのある場合に、必ずしも之が拒絶の理由を明示せねばならぬものではないが、古來往々其拒絶の理由に就て、國際問題を惹起し、時として他國は後任者の派遣を中止した例さへある。

### 二 アグレマン取消

茲に一九〇七年十一月、米國は多年伯林に駐在したシャルマン・タワー大使が辭任歸國するに決したので、其後任として和蘭駐在公使デーヴィッド・ジェーン・ヒル博士を指名し、前以て之を獨逸政府に通じて、速に其アグレマンを得たのである。然るに米國政府がいよいよ之を正式に任命せ

んとするに當り、翌年三月下旬、獨逸はヒルの伯林來任に反對であるとの、意外なる報道に接した。

此意外なる報道の華盛頓に達するや、大統領ルーズヴェルト、國務卿ルートの驚きは非常にして直に之を華盛頓駐在獨逸大使スペック・フォン・ステルンブルヒ男に問合はせた處、或方面にヒルに就て反對があることが判かつた。或方面とは獨逸皇帝その人であることも亦能く解せられた。抑もヒルは其和蘭公使赴任前に於ては、國務省アッシシントセクレタリー助役として令名あり、殊に著名の學者にして其大著『歐洲國際發達に於ける外交史』三卷の如き、最も學界に重んぜられ、且つ彼はよく數箇國の語に通じ、加ふるに人物溫厚、思慮周密、大國の大使として一點非難する所なき適任者である上に、既に獨逸政府の同意を得たのであるから、大統領は之を上院に提議して其協賛を得（米國にては大使、公使、領事の任命は上院の協賛を得べきこと、憲法の定むる所である）、又更に和蘭公使の後任者をも決したるのみならず、ヒルは其内命と共に伯林に赴き、大使就任後の宿所として、或大ホテルの數室を豫約し、使用人も雇入れの契約を爲したる等、既に轉任の準備を整へて、正式の辭令の來るのを待てゐるばかりであつた其矢先きに、突然ヒルの來任に反對であるとは、眞に意外の報道であつて、米國政府が之を聞いて驚いたのは當然であつた。國務卿ルートより獨逸大使に詰問の結果、獨逸政府は書信を以て其次第を説明することであつたが、伯林のタワー大使よりも

亦單に獨逸政府はヒルに反對であるとの電信を送つただけで、之も委細は書面を以て報告すると云ふに止まつたので、其間種々の奇怪なる臆説が行はれた。

前年普魯西のハインリヒ親皇渡米の際、當時國務省助役たりしヒルは其接待主任であつたが、彼に對する今度の反對は、何か之に關する事件に原因するのであらう。其折にも時の駐米獨逸大使ファン・ホルヘベンは、ハインリヒ親皇のお機嫌を損じたとやらで、親皇の歸國後直に罷免せられ、現任者スペック・フォン・ステルンベルヒ男が代つて派遣されたと傳へられてゐるに徴するも、ヒルは必定これに關する其第二の犠牲者であると云ふものもあつた。併し實際には親皇は滯米中ヒルの勞を多とし、其歸國に際して彼に自署の寫眞を贈つた程であるから、此説は信するに足らない。又想像するものは、ヒルの或著書中に、獨逸の外交政策を批評した一節があるのを、最近獨逸皇帝が發見して、之を喜ばなかつたに因るのであると解するものもあつたが、之も固より單なる臆測に過ぎない。又臆測するものは、現任大使タワーは元來自身の都合で辭職したのであるが、近頃に至り獨逸皇帝は、大統領ルーズヴェルトが其辭職を聞届けたことを、ヒドク不満に思つてゐるとのことであるから、新任者ヒル其人に對する不満からではなく、タワーを伯林から還へすのを惜んで、皇帝が更迭を喜ばないのであると云ふのである。然らば皇帝は何故斯程にタワーを惜むのであるかと云ふに、再び説を爲すものに曰く、タワーは有名な金持であるので、伯林で大に金を散じ、

頻に盛宴を張つて、盛んに皇帝、貴族をもてなし、殊に皇帝には最も親近してゐるに反し、彼に代つて來任するヒルは、固より立派な學者的人物ではあるが、本來タワ―とは比較にもならぬ貧乏人であるから、現任者の如く伯林の社交界を賑はすに甚だ不足であると云ふのが、即ち獨帝の眞意である。更に獨帝の意を忖度するものは曰く、帝は伯林に於ける米國代表者として、大人物を得んとする野心を懷き、例へば文學者なら故ゼームス・ラッセル・ロウエルの如き、新聞記者ならホワイトロウ・リードの如き、外交家ならヘンリー・ホワイトの如き、軍人ならホレース・ポーター將軍の如き、雄辯家ならジ・ズフ・チ・ートの如き、學者ならコロムビア大學總長ニコラス・マール・バトラー又はハーヴァード大學總長チャールス・ウィリヤム・エリオットの如き、獨逸帝都の莊麗を飾る可き、米國第一流の巨人を求めてゐたのであつて、若し已むを得ずんば、現に波斯公使たるジョン・ビー・ジャクソンなら、皇帝は勿論、獨逸政界、外交界、社交界、官界を通じて歓迎せられたであらうと。殊に皮肉なる想像を逞ふものに至つては、ヒルの赴任を妨害するものは、實に現任者タワ―其人であつて、タワ―は一時辭意ありしも、後變心して歸思を翻へし、伯林に留任せんことを熱心に希望してゐるのであると説明するものもあつた。併しタワ―自身は明確に之を否定し、辭意夙に堅く、歸國に就ては既に大統領の諒解を得て居るのみならず、ヒルとは個人的に最も親交ありて、新聞にてヒルが彼の後任候補者であることを知るや、直にヒルに書を送りて、一

度伯林に來遊することを勧め、且つ何事にも用命に應ずることを、自ら進んで申送つた程であり、現に三週間前ヒル夫妻が伯林に來たときも、彼は心から彼等を歓迎款待したのであると云ふのであるから、斯る想像が全然捏造の説であることを疑はない。但し此想像説に關して、當時キ・ルニツシエ・ツァイツング紙に掲げられた左の伯林からの半官的電報が、大にタワ―の爲に辯じたのは、聊か異様に感じられた所であつた。

『伯林駐在米國大使シャルマン・タワ―氏が、其後任者として考慮されたヒル公使に關する同意の問題に就き、其自發に出でたる辭意を翻へして、何等か惡意の行動をしたと云ふ紐育からの報道が、昨今獨逸の諸新聞に傳へられてゐるが、獨逸と親交ある國の大使が有する其地位の尊嚴に鑑み、斯かる批評を信ずることは、獨逸として最も慎重なる注意を要することである。且つ伯林官邊に於て確めらるゝ所に據れば、ヒル博士に關する全事件に就て、苟もシャルマン・タワ―大使の誠意を疑ふの理由は毫末もない。伯林駐在米國大使に對して加へられた批評を是認す可き何等の事實も、伯林官邊にては認められてゐない』(三月二十九日)

### 三 貧乏學者の大使

總て是等の風説は固より單純なる外間の臆測であつて、何等事實の根據が示されてゐない。併し

獨逸政府が一旦ヒルの赴任に同意を表しながら、四五箇月をも経過して、遽に之に反対であると云ふに就ては、何か重大なる理由がなければならぬ。唯だ茲に一の信ず可き事實は、タワーが辭任したる後、何人が任命せられるのであるか、最初伯林外務省は何等知る所なく、華盛頓駐在大使をして、其後任者を問合はせるまでは、米國政府に於てヒルの名を示さなかつたことである。併しなから既にヒルの名が通じられて、獨逸政府は彼を所謂 *persona grata* として同意したのであるから、後に至つて彼を拒絶するには、何か相當重大な理由が新に突發したのでなければ、獨逸は米國の面目を蹂躪するものであつて、國交上稀有の不祥事であると云はねばならない。之を以て獨逸外務省は米國側に於て風評の盛んなるに拘はらず、最初は事實無根であると稱して、一切を絶對に否認したのであるが、事實の甚だ穩ならざるに鑑み、遂に三月二十八日、伯林ロカール・アンツァイガ一紙を通じて、左の聲明書を發表し、從來の態度を多少變更したのである。

『ヒル事件に關し、ヒル氏を *persona non grata* (氣受けの好くない人) として排斥したのは、皇帝自身であるとの説が、最近行はれてゐる。然る處、之を其筋に就て探聞するに、此説は正確であることを斷言することが出来る。皇帝がタワー氏に彼が伯林の任所を去るのは遺憾であるとの意を表したことは事實である。又陛下が其機會に米國大使館の後任者に就て談じ、且つ其會談中、適當なる候補者としてヒル氏以外に二三の氏名を挙げられたことも有り得べからざること

ではない。併し皇帝がヒル氏に關して不快の言を爲し、又はヒル氏を以て不適任と評したと云ふが如きは、斷じて事實に反するものである。同様に此事件に關して、タワー氏が利己的野心を行ふものと臆測するのも、亦甚だ不當である。個人的内談を斯くの如き惡意を以て變造し、世間に流布するのは遺憾である』

此聲明書に依て窺はれる如く、ヒル事件が獨逸の例の輕卒なる言動より起因したものであることが、略ぼ明白である。當時獨逸は地中海巡航の爲め、伊太利ヴェニスにゐたのであるが、米國よりの頻々たる電報に依り、事態の容易ならざるを知り、其出航を延期すると共に、ヒルに對する反對を全部撤回することを、伯林外務省に命じたのである。其結果、二十九日、獨逸政府は之を米國政府に電報すると同時に、再び左の聲明書を發表した。

『從來ヒル事件に關して、外國新聞に現はれたる報道に、獨逸は昨秋ヒル博士の任命に與へたる同意を撤回するの意ありと傳ふるものあるは、全く虚構に出でたるものにして、斯くの如きは獨逸の會て思ひも寄らざる所である。尤もヒル博士が伯林に於て、米國大使の任を心地よく感ずるであらうかに就て、多少疑念のあつたことは事實である。併し此疑念は既に消散して、ヒル博士が伯林大使に任命せらるゝことに何等の故障はなくなつた。彼は前日に於けると同様に、又ルーズヴェルト氏が任命する他の氣受け好き各代表者と同様に、伯林に於て歓迎せられるであらう。

尙ほ此事件を通じて、タワーズ氏が其本國政府竝に獨逸政府に對する絶對忠實にして妥當なる行動を、曾て苟も誤まらざりしことを、茲に斷言するものである』

米國政府及び米國輿論は、獨逸皇帝のヒルに對する態度を以て、嘗にヒル一身に對する侮辱なるのみならず、米國の威信を冒すものとして、大なる不快を感じ、獨逸政府の回答にして、若し不満足なるものならんには、現任者タワーズの歸國後は、斷じて後任大使を伯林に送らざる決心を爲したのであつた。幸に獨帝が速に其非を改め、ヒルに對する一切の故障を撤回したので、此不幸なる事件も、僅に數日間の物議を以て落着いたのであつたが、然かも獨帝がヒルを排斥した其眞因が何處に在つたのか明確でない。今に至るまで之は外交界の一祕密として残されてゐる。併し其眞因は前に列擧した想像説の何れか當つてゐるものと思はれる。

之に就て思出されるのは、前年の十月、タワーズに辭意ありて、明春頃歸國の希望ありとの報、伯林より華盛頓に傳へられ、且つ伯林にては、大統領ルーズヴェルトの女婿たる下院議員ロングウァースが、其後任大使として有力なる候補者であると云ふ噂のあることが報ぜらるゝや、此伯林の噂に關して、十月二十一日の紐育タイムズに、華盛頓發信として、左の記事が載せられてゐたことである。

『大統領の女婿下院議員ロングウァース氏が、明春辭職するシャルマン・タワーズ氏の後を襲ふ

て、駐獨大使たる機會ありとの伯林よりの報道は、華盛頓にては初耳である。成る程ロングウァース氏が外交界に入らんとするの希望を有することは、當地にては久しき以前より知られてゐることであるが、同氏は少なくとも議會のもう一會期を勤めるまでは、外國に赴任することを望むまい。ロングウァース夫人は外國生活にあこがれてゐるから、ロングウァース氏が外交界に入ることは殊に熱望する所であるけれども、然かも當地にてはロングウァース氏が最も重要な歐洲の大使館の一を希望するものとは信じられてゐない。と云ふのは斯かる地位を占むるものは、必然巨額の入費を負担せねばならぬのであるが、ロングウァース氏は元來大資産家ではないからである。彼の母堂ニコラス・ロングウァース夫人は、其亡夫から二百萬弗の遺産を得、現に其自由に屬してゐるのであるけれども、娘の一人が嫁いでゐるシャムプラン子爵は、單に門閥家であると云ふだけで財産はないし、又ロングウァース氏自身も、大統領の娘と結婚したときには、母堂から毎年約五千弗を支給されてゐたばかりで、且つロングウァース夫人も其母方の祖父から、當時年額三千弗を得、其後これを五千弗に増額されたと云ふに止まるから、大使の年俸一萬七千五百弗を之に加算した處で、一年の收入三萬弗以下に過ぎないと云ふのでは、當然ロングウァース氏夫妻に期待されるやうな規模で、伯林大使館を維持するには全く不足である。

之が華盛頓でロングウァース氏が伯林に赴任することを、信用せられない主たる理由である』

もう一つ思出されることは、翌十一月に至り、タワーの後を襲ふものは、和蘭公使デーヴィッド・ヒルであるとの報が伯林に傳へられたとき、紐育タイムスの伯林通信員が、二十一日附打電したもののの中に、左の言のあつたことである。

『シャルマン・タワー大使の後任として、デーヴィッド・ヒルの来ることは、獨帝の都に於ける米国外交代表者の民主的簡素を、共和國の尊嚴と一致する程度に復活するものであるとして、當地にて歓迎せられてゐると云ふ觀測が、米國に電報されたやうであるが、此觀測は當地在住米人中責任あるものゝ一人として、同意せざる所のみならず、余の知る限りに於ては、本國政府の官界にても何人も同意せざる所である。蓋しタワー氏に比するに、ヒル博士は貧乏人と云はざるを得ない。然かも曾て何れの米國大使も、政府が其年俸として彼に給する一萬七千五百弗を以ては、當地に生活して、大使たる尊嚴の外觀すら維持することが出来なかつたのである。

タワー氏の前任者たりしアンドリュウ・デー・ホワイトは、兎に角に相應な生活をしてゐたが、然かも尙ほフラットに住まひ、賃貸の馬車に乗り、又實際何等派手な饗宴を催したこともなかつた。夫れでも毎月その俸給以上に一千弗を使つてゐたのに、當時彼を非難して、彼は金を溜めようとしてゐるのだと、批評したものさへあつた程である。

實際にタワー氏夫妻の支配下に於ける在伯林米國大使館は、獨帝一家に對する浪費的歡待の舞

臺たる觀があつた。併しタワー氏は他の大國——共和國佛蘭西でさへも——の大使が、本國政府の金を以て爲し得た所を、自分の金で爲してゐたのである。

伯林大使館に「單純生活」の到來を、早計にも歡喜するのは、少數の米人中、タワー夫妻が伯林在在の自國男女を、十分頻繁に饗應しないことを、常に不平に思へるものゝ爲す所であらう。然かも事實に於て、在留米人等はタワー夫妻から其前任者の何人よりも、多大の款待を受けてゐるのである。

ウィリヤム・ゼニングス・ブライヤンのやうな、生粹のジャクソン流の人でも、伯林に於ける米国外交代表の如何なるものであるかに就て、好印象を懷きて歸國し、國費を以て在外大使館、公使館をもつと立派にせねばならぬと、熱心な主張者となつた程である』

#### 四 輕率非常識なる獨帝

右紐育タイムスの二つの記事は、伯林に於てタワーの後任者たるものは、ロングウォースや、ヒルの如き貧乏人では、勤まらないと云ふのである。殊に後の伯林通信員の報道に至つては、貧乏人なるの故を以て、ヒルの來任を排斥するの意、極めて露骨であつて、何れかの邊より吹込まれた通信であることが、一讀容易に判斷せられるのである。獨帝がヒルの伯林來任に、後日反對した眞因

を推測するに就て、此兩通信は最も興味ある材料たるものであると云はねばならない。果然ヒル事件の終結した翌日（十月三十日）フォジッシェ・ツァイツング紙は、或信す可き邊より出でたる真相として、左の如く報じたのである。

『確なる筋より聞く所に據れば、タワ―氏が皇帝の意思に依り、ヒル博士の大使に任命せらるゝことに反対であるとの報告を、數日前華盛頓に發したと云ふ説は大體に於て事實である。而して此皇帝の反対なるものは、ヒル博士の人格を云々したのではなく、單にヒル博士は世界の大国としての米國の地位に相當する體面を、維持するに足る財力を有しないと云ふ純然たる外面的事情に基因したものに過ぎない。即ち皇帝の意見は、若し伯林に於ける米國の代表者にして、自國の國際間に占むる優越なる品位を、内外に顯揚することに不適任であつたならば、米國の威信は獨逸に於て損ぜられるであらうと云ふのであつて、此意見はタワ―氏の書信中に明示されてゐるのである。皇帝は獨逸に於ける米國の名譽を有らゆる手段に依て發揚し、苟も之を損ぜしめざることに非常に重きを置いたのであるが、之が此不幸なる全事件の主因と爲つたのである。此事は皇帝がタワ―氏に語つた所であつて、大使は陛下の明白なる希望に従ひ、皇帝の言を華盛頓に傳達したのであつた。ウィルヘルム帝は金持でないアンドリュウ・デー・ホワイト氏（タワ―の前任駐獨大使）に對しても、眞摯なる友情を懷いて居られ、又ホワイト氏の學殖及び其學者的名譽を

十分尊重せられてゐることは、何等疑ない所であるが、然かも皇帝はホワイト氏が彼の優越なる地位を内外に對して擁護することに行届なかつたことを、遺憾に感じられてゐるのであるから、ウィルヘルム帝がヒル博士に對する反対も、亦一に獨逸に於ける米國の名譽を高めんとする希望に出でたるものに外ならないのである。故に此反対は皇帝が獨逸と米國との關係を改善し又鞏固にせんとして多年遂行せる方針に全く一致するものである。尤も大統領ルーズヴェルト氏が、外國に於ける米國代表者の徒に外見を街耀することを欲しないのは事實であり、又斯くの如きは現に米國が其外交官に極めて薄給を與へてゐる事實の明示する如く、米國の主義に反するものであるに相違ない。例へば現任者タワ―氏が其大使邸の家賃として支拂へる額は、大使として受くる俸給よりも、著しく超過してゐるのである。併し夫れにしても、皇帝が提議した反対は、米國に對する彼の友情から起つたものと諒解せらる可きものである』

獨逸皇帝が伯林駐在米國大使としてヒルの任命に反対したのは、之を一言にして盡さば、ヒルは貧乏人であるから不適任であると云ふに歸着するのである。有名なる金持たるシャルマン・タワ―が、伯林に於て宏壯なる大邸宅を構へ、盛んに金を散じて社交界に飛躍したる其後を襲ふて、皇帝の所謂『世界の大国としての米國の地位に相當する體面を維持する』には、ヒルは餘りに貧乏人であつた。巴里が古來大陸に於ける榮華の都であつた地位を伯林に奪ひて、之を歐洲社交の中心たら

しめんとする一種の野心を懐ける獨逸皇帝としては、其帝國の首府に米國の金満外交家を迎へて、華美豪奢を競はしめんと、竊に心に期したることならん。驕志滿々たる彼の性情に鑑みて、之は決して無稽の想像ではないのである。隨て多年伯林に於て頻に金力を振ひたるタワーの後任者として、一介の貧儒たるヒルの來ることは、獨帝の希望に反すること之より大なるものはない。一旦その任命に同意したる皇帝が、後に至つて忽ち變心したのは、全く之に因るのである。而して帝は此變心を、伯林に於ける米國の威信云々に假托して、ヒルの任命を翻さしめんとしたのであるが、其獨帝の意思なるものを、其儘本國々務卿に取次ぎたるタワーの輕率に至つては、不用意の甚だしきものであつて、當時彼に對する非難の大なりしは、當然のこと、云ふ可く、ヒル事件を以て、彼が尙ほ留任を希望するより出でたるものとする想像説の行はれた所以である。

不祥なるヒル事件は、獨帝の反省に依て大事に至らずして終局したのであるが、駐米獨逸大使スベック・フォン・ステルンベルヒ男は、此事件が米國內に起した對獨反感の大なるを憂慮し、三十日の夜大統領ルーズヴェルトを訪問して、會談の結果、左の聲明書を發した。

『既に獨逸外務省より公表せられた聲明書に加へて、獨逸大使は、皇帝のヒル博士に對する態度竝にヒル博士を伯林に歡迎する帝の衷心に、何等の變化なしとの帝自身の證言を、米國政府に傳達せられた。ヒル博士に對する帝の好意は昨年十一月、既に華盛頓政府に通じられてゐるのであ

つて、此態度は其後何等淪る所はないのである。

偶然の會談に於てなした或言句が、噂に依て惡解せられ、風説に依て誇張せられ、全事件に關して全然誤まれる印象を與へるに至つたのであるが、兩國政府は此誤解に全く關係がない。大統領及び國務卿がヒル博士を任命したのは、外交界を通じて、此特殊の地位に最上の適任者を選抜したものであつて、此地位たる、名譽に於ても、責任に於ても、眞に第一位に置かるゝものであるから、之に熟練なる外交家たり、學者たり、國際法の權威たり、博識なる獨逸學者たり、又曾てジョン・ヘイ氏の下に、國務省アシッシュント・セクレタリー助役として顯著なる才能を現はし、更に引續き二國（瑞西と和蘭）の公使たり、殊に和蘭公使としては、海牙會議に關係して、著明の功績を擧げたる此人を差遣せられることは、極めて最適任と認められてゐるのである。而して此趣旨は今日も又從來も、皇帝自身竝に獨逸全體に依て、十分諒解せられてゐる所である』

ヒルに對して有らゆる讃辭を捧呈したる此頌德表的辯明書に徴して、獨逸大使の苦心の程も察しられるのである。然かもヒル事件に就て、獨逸皇帝の輕率を憤るものは、獨り米國民ばかりではなかつた。獨逸自國に於ても、之を以て皇帝の大失態であることを、公然非難するを憚らなかつた。即ち三十一日のベルリナー・ターゲブラット紙は、曾てベンジャミン・フランクリンが當時に於ける米國外交使節の最大なる第一人者たり、又唯一の人物たりしに拘はらず、其外見極めて單純素樸



にして、何等の街耀虚飾なかりしことを回想して、ヒル事件を以て最も苦痛の出来事と爲し、獨裁政治が未だ改まらざる證明であると爲し、又米國民の友情を振起する途を解せざるものと爲し、『然れども獨裁政治の此新實例よりも、一層苦痛にして、且つ一層不快に感ぜらるゝは、貧乏なる大使は伯林に於て不愉快であらうとか、金がなければ、獨逸に於ける米國の威信は損ぜられるであらうとかと云ふ説の行はれてゐることである。獨逸に於ける米國の威信は、大使の供し得る響應の度數に依るものではないのである』と論じた。ナチオナル・ツァイツング紙も、亦外國の外交官が、獨逸に於て愉快を感じるや否やは獨逸の心配す可き役目ではない。獨逸の如き大國は、苟も伯林に派遣された外交代表者を、總て歓迎するのが、其義務でもあり、又利益でもあるのであつて、政治と無關係な難題を持出して、其途を妨げるやうなことをしてはならないと戒しめ、更に先きに掲げたフオジッシエ・ツァイツング紙に現はれた辯明に言及して、『要するに此辯明は獨帝の首府に、最も不快なる虚榮の名を冠せしめんと期するものに外ならない。斯くして獨逸は他國に對して、ビスマーク時代に於ける如く、伯林には彼等の最上の人物を派遣することは、最早や必要でない、彼等の派遣する代表者の要件は、單に其財布の成る可く大きいことであるとの感を與へんとするものである。願はくば伯林をして、才能よりも富に依て、其地位を得んとする外交官の爲めに幸福なる獵官場たらしむるに至らしめざらんことを。若しも吾々が有形的及び社交的愉快を眼中に置かざる人よりも、

結局この種類の外交官の方が、折衝するに有利であると想像するが如きことあらんか、残忍にして悲惨なる失望を喫するであらう』と痛言し、反對黨は本件を帝國議會に於て、政府に質問するのが國家の爲に有益であると勸告した。

一代の驕兒ウィルヘルム二世が、屢々突飛非常識な言動を爲して、世界に物議を起した例は一再に止まらない。外交史上に顯著なる實例だけでも(一)一八九六年のクリューガー親電事件、(二)一九〇五年のタンジール演說事件、(三)一九〇八年(ヒル事件と同年)のトウイドマス親翰事件、(四)又同年のデーリー・テレグラフ紙會見談事件等を擧げることが出来る。皆是れ獨帝の輕率なる口舌の禍であつて、ヒル事件も亦タワーに不用意の言を爲したに依て起されたものに外ならない。斯かる突飛非常識なる獨裁君主を戴ける獨逸が、後年世界を敵として戦ひ、遂に帝國敗滅の悲運を招いたのも決して偶然ではないのである。

## 五 米國の金持大使

ヒル事件は獨逸政府が速に獨帝の言を撤回したので、事態を悪化するに至らずして落着いたのであるが、之が動機と爲つて、米國內にても、列國駐在の米國大使中、其金の有るに委せて、虚榮輕薄の振舞あるを指摘し、斯くては實能あるも、金力なきものは、到底その後を襲ふて、大國に赴任す

ることが出来ぬと云ふて、随分手きびしい攻撃が起つた。四月十八日、下院に於て外交官及び領事官の經費豫算案の討議に際し、曩にタワの後任者に擬せられた大統領ルーズヴェルトの女婿ロングウォースは、「伯林大使としてヒル博士に加へられた反対は、全く彼の私産が、米國の威信を適當に代表するに不足であると云ふのであつた」と明言し、一議員の如きは、最も露骨に伯林駐在のタワ、倫敦駐在のホワイトロウ・リード等の浪費的變應振りを痛撃し、殊にリードが倫敦屈指の壯麗なる邸宅ドーチェスター・ハウスに住まひ、後に赴任するものに對して、最惡例を開きたることを非難し、更に他の一議員に至つては、彼等を冷評して『御馳走外交家又は飲食外交家』(dinner-table or dietetic diplomats)と呼び、巴里駐在のヘンリー・ホワイトは其一人であると罵り、ホワイトが屢々宮廷服を着けて出ることを攻撃し、就中倫敦大使館一等書記官カーター輩が、之を學ぶに至つては沙汰の限りであるなど、罵倒するのであつた。而して此討議に附帶して、在外使節の爲に、適當なる官邸を國費を以て設置せよと云ふ議も提案されたのであつたが、然かも議場の結論は、徒に金を散じて豪奢を衒ふ外交官は、貧乏なる有能の外交官に比して、必ずしも外交界に勢力を有するものではないと云ふに歸着したゞけで、此提案は結局有耶無耶の間に消滅して仕舞つた。

之に就て、曾て智利駐在公使たり、後に白耳義公使たり、最後にメキシコ大使たりしヘンリー・レーン・ウィルソンが著した『メキシコ・白耳義・智利外交物語』(Henry Lane Wilson, Di-

plomatic Episodes in Mexico, Belgium and Chile)の中に、彼が初めて公使就任の事情を自ら記する所は、米國に於ける外交官人選の内情と、大國赴任に難色ある實狀を、最も能く明にするものである。

一八九六年の激烈なりし大統領選挙は、リパブリカン黨候補者マッキンレーの大勝に歸したのであるが、其選挙に於て、ウィルソンはマッキンレーの依頼に應じて大に活動し、リパブリカン黨の不人氣であつた地方の運動を引受けて、黨勢を恢復したる其功に依り、選挙終了後、彼はマッキンレーより外交官に任用するの豫約を與へられた。マッキンレーの大統領に就任するや、前約に依て彼を日本駐在公使に任ずることに決したとの通知を得た。偶々所用ありて、ウィルソンは當時リパブリカン黨の大立者たりし上院議員ハンナを訪ひたるに、ハンナは「君は此政府に任官する意があれば、お世話をしよう」と云つたので、彼は大統領より既に日本公使に任ずる内命を受けたことを答へた處、ハンナは大に驚き、「君は失望するかも知れんが、大統領は日本公使の問題に就て先約のあることを忘れてゐるのだ。君を採用すれば彼は大切な約束を破ることになる」と語つた。ウィソンは之を聞いて頗る當惑したのであるが、大統領の約言を信じ、且つ下品な獵官競争に引込まれることを避ける爲に、後事を一友人に托して華盛頓を去つた。數日後その友人からの書面に據れば、大統領は選挙運動の初めに於て、彼の政治支配人が、既にジョージヤ州のバック判事を日本公使に任

用することを内約してゐたのを發見して、此問題に就き頗る困却してゐるけれども、ウィルソンには大統領自身が進んで申出たのであるから、總てウィルソンの意に委かせることであつた。仍て彼は此問題の裁決を大統領の自由に一任し、如何なる裁決でも不満はないと、右の友人に電報したるに、大統領は大に喜び、「然らば露西亞はウィルソンに取つては、金がかゝり過ぎるから、其以外の任地に空いてゐる所なら何處でもやる。其所望の順序に従ひ、任地三箇所を書き出して來れば直に其一を選定し、成る可く其第一位の任地を取らせる」と答へた。而して當時歐羅巴で空地であつたのは、和蘭、白耳義、瑞西の外は、多分瑞典、諾威、丁抹等であり、亞細亞では支那、南米ではブラジル、アルゼンチン、チリー及びペリユーであつたから、種々考慮の後、彼はブラジル、アルゼンチン、チリーの順序で、所望の任地を書き出した。然るに、彼の兄弟で其頃上院議員であつたジョン・ウィルソンが、ブラジルは氣候が悪いし、アルゼンチンは金がかゝると云つて反對したので、順序を變更し、改めてチリー、アルゼンチン、ブラジルとして提出した處、大統領は之を一見して、直に「チリーに任命することに決定した。何時でも新聞に發表して宜しい」と即答した。斯くて一八九七年六月八日、いよいよ上院の承認を得て、正式にチリー駐在公使として任命せられたので、彼は訓令を受く可く國務省に赴き、國務卿代理デーを訪ひたるに、デーは彼を一助役に紹介した。此助役はウィルソンのやうな『政治的富籤』で其地位を得た『未成品の外交官』に、助

言を與へることを役目としてゐるのであつたが、ウィルソンは此助役との會談に關して「彼は余を以て——恐らくは總て他の新任者も同様に——例の「官職分捕制度」(大統領選舉に勝ちたる黨派が政府の官職を分捕品の如くに、之を黨人間に分配する米國多年の惡制度)の不快なる一例證と眺めたらしいと云ふのは、彼は余の任務の權限性質等に於て適當な且つ詳細な訓令を、余に與ふ可き筈の時間を、余の外交的將來に關する悲觀的豫言と、余の前任者に對する誇大なる讚辭を以て費やしたからである」と、自ら記述してゐる。

ウィルソンは其後白耳義公使として、ブリュッセルに轉任した。其在任中(一九〇七年)本國にてはタフトが大統領に當選したので、大統領更迭毎に外交官の移動の行はるゝことを例とする所から、彼は竊に其任地を轉ぜらるゝものと豫期してゐた處、翌年タフトの大統領就任後、果して彼は大使に昇格して、露都に轉任の内命を受けたのである。併し露都に於て米國大使の地位を相當に維持するには、到底大使の俸給の能く支ふる所でないので、彼の如き私財に裕ならざるものに取りては、新任地に於て満足に其任を盡すことは明に困難であつた。仍て彼は其次第を本國政府に申送りたるに、然らば壞都ウィーンにては如何と再問して來た。ウィルソンは之に就ても亦前同様の理由を以て斷はり、若しメキシコに轉任することを得れば好都合であることを附加へて答へたのであつたが、メキシコの地位は既に他に決定してゐることであつた。然るに之と殆ど同時に本國々務卿より

彼を土耳其大使に任命したと云ふ公信に接した。彼は内心メキシコの方が自ら適任であると信じたけれども、此上大統領を惱ますことを遠慮して、コンスタンチノーブル赴任を承諾することに決心したのである。處が彼は彼の名が土耳其宮廷謁見の間に掲げられたことを聞くの外、何時まで待つても、本國から其新任地に就て何の命令にも接しなかつたのである。夫れから一年餘も経て、彼は意外にも其年來の希望たるメキシコ大使に任じられたのであつた。

ウィルソンが自ら其著書中に記する如く、大國の大使に赴任することは、其俸給を以ては到底地位を支へることが出来ないもので、私財乏しきものは大抵これを拒絶するのである。故に大國に於て米國を代表する大使たるものは、一時大金持に限られた觀もあつた。而して其多くは大統領選舉に多額の運動費を寄附した金持連であつた。又米國の外交官は、他の大國の同僚に比して、俸給甚だ薄き上に、(他國の三分の一又は四分の一に過ぎない)其官邸は使節の自費を以て支辨することになつてゐる爲に、貧乏の外交官では其負擔に堪へない所から、米國の在外大公使の地位は、自ら金持に依て獨占せらるゝに至つたのであつて、其金持が一旦倫敦、巴里、伯林等の歐洲の舊都もしくは大國の朝廷に、外交使節として赴任するや、金のあるのに委せて、宏莊の邸宅に住まひ、榮華の生活を誇り、日夜盛宴を張つて、皇族、貴族、富豪、大官の輩を饗應し、競ふて豪奢を街ふの風を馴致した其結果、家産なき外交官は到底その後任者たる資格なきものと、一般にあきらめられてゐた

のである。シャルマン・タワーの如きは、殊に典型的金持大使の適例であつたから、其後を襲ふて伯林大使たる可く、デーヴヰド・ヒルを登用したのは、大統領ルーズヴェルトとしては、一の英斷であつたに相違ないけれども、街擢の稚氣に満ちたる獨帝が、此貧乏の學者を喜ばなかつたのは、察するに餘りあるところである。果して然らば不祥なるヒル事件の如きも、畢竟米國多年の誤まれる大使の人選と、大使に對する給與の不足に起因したものと云はねばならない。殊に給與の不足は、米國の外交代表者に人材を得難からしめた主因であつて、其建國の古き時代より、最近に至るまで、外國駐在者が薄給到底その體面を保持することを得ざるを理由として、辭任を申出で又は任命を辭退した例は無數である。曾てクリーヴランドが大統領たりし頃、國會に増給案を促したこともあつたが、遂に行はれなかつた。ルーズヴェルト時代に至つて、金持の素人外交官を罷め、之に代ふるに熟練の専門家を以てせんとし、大に人材拔擢を試みて、例へばリッドルを露國に、ダッドレーをブラジルに、オプライエンを日本に派遣したのであつた。ヒルを獨逸大使に登用したのも、全く此意に外ならなかつたのであるが、不幸にして伯林に於て此不祥の事件を生じたのは、一に國會が其外交代表者を薄遇したに因るものと認められる。

而して米國が此種の不幸なる經驗に鑑み、外交官の待遇を改善したのは、儼に一九二四年所謂ロージャース法案の通過した以來のことであつて、其俸給以外の『代表給與』(Representation allow-

ance)なるものを認め、隨時國會の協賛を経て支給せらるゝことゝなつた。

## 國際會議の席順と外交語

### 一 ライスウィック會議

フランスのルイ十四世が果して所謂『大君主』<sup>グランド・モナーク</sup>であつたかどうかは判らぬが、兎に角に野心満々たる人物であつたことに疑ひはない。彼は一六三八年を以て生まれ、僅に四歳にして位に就き、王位に在ること前後五十四年の其間の歴史は、フランスに於ける王權の最も盛んな時代であつた。彼は容貌秀麗にして舉止壯重、犯す可からざる威風を備へてゐた。併し彼が冷酷で、偏狭で、同情心のない君主であつたのは、彼の父ルイ十三世及び彼の母アン以來の重臣『僧正』マザランの感化と指導に因る所最も多しと稱せらる。即ち、彼に、國際條約を守らぬのが本當の外交である事、人を伴り人を欺くに巧な者が、當代の名君である事を教へた者は、マザランであつたと酷評する者さへある。實際に彼は其側近の重臣中、一人も信任した者はなかつた。然も彼は名君の名を欲し、功名を揚げることに最も熱心であつたから、飽まで王權を振ひ、大に國土を擴張し、頻に隣國を征服

することにのみ其心を砕いてゐた。故に彼の長い治世は、實に大小不斷の戦争の記録を以て充たされて居る。又彼自身相當の名將であつたことも事實であつて、自ら『大君主』<sup>グランド・プリンス</sup>の名を得た所以である。

一六六八年、彼は隣國オランダを亡ぼさんとした。オランダは彼の嫌ひな共和國であり、海上の強國である。又その人民は自由にして、貿易に秀でた國民であつたからである。彼は最初イギリス王チャールス二世を味方にしてゐたのであつたが、オレンジ公ウィリヤム三世は、一六八六年イギリス、オランダ、ドイツ帝國、スペイン及びババリア、サクソニヤ、パラチノの三選舉侯その他のドイツ小國を連衡して一大同盟を結び、以てフランスに對抗した。一六八九年この大同盟とフランスとの間に開戦し、海陸に於て各々勝敗あり、イギリス王ウィリヤムは屢々佛軍の爲に破られたけれども、能く之に堪へて戦争打續くこと前後七年に及んだ。其爲め相方共に國力大に疲弊し、自ら平和を希ふに至つたので、一六九七年オランダ國ヘーグに近きライスウィックに於て講和會議が開かれ、互に侵地を返還して、初めて平和を回復することを得たのであるが、其講和會議の開催地を決するに就いて、長い間雙方の意見が一致せず、ドイツ皇帝はエイクス・ラ・シャペルを提議したるに、フランス王これに反對してヘーグを以てせんとし、ドイツ皇帝又これを拒絶する等、徒に紛擾を重ねた結果、結局同盟側の講和代表はヘーグに集合し、フランス側は五哩を隔てたデルフトに宿

所を定めることになつた。其デルフトとヘーグの中間に、ライスウィックと云ふ一村がある。當時この村に近くオレンジ公歴代の離宮があつて、濠に依つて圍まれた長方形の苑の中に建ち、森あり花壇あり、メロン畑さへあつた。此離宮は今日見ることを得ないけれども、恰も外交談判の場所として、特に設けられたと思はれる程に頗る都合よき構造を以て建てられてゐた。即ち其中央には十七世紀の名工ホントルストの名畫で飾られた大ホールがあつて、其左右に相對應する棟<sup>ウィング</sup>を附せられ、兩棟は各々これに特設せられた橋と門と通路を有し、一方の棟は同盟國側に、他方の棟はフランス側に、又中央のホールは談判調停者に割當てられた。

## 二 席順争ひと下手なラテン語

講和談判の愈々正式に開かれる五月九日に於て、各國の代表者が各々多數の隨員従者を引き具して、行列美々しく兩街道から、此ライスウィックの村に入り込んだ。調停者たるスウェーデンの代表者は中央大ホールに入り、ヘーグよりせる同盟側の行列は右の棟に、デルフトよりせるフランス側の行列は左の棟に入った。當日は各交戰國代表者の全權委任狀を調停者に差出して散會し、それから二日後、再會して全權委任狀交換の儀式が調停者に依つて行はれた。それまでは先づ無事であつた。

處が茲に會議の進行を停頓せしめた奇抜な問題が起つた。各國の代表者は此會議場に馬車幾輛、馬幾頭、家來幾人、從者幾人を伴ふ可きや、從僕は杖を携ふ可きや、劍を佩く可きや、將た拳銃ピストルを持つ可きや、歩道にて誰には道を譲り、街路にて誰の馬車には道を開く可きかと云ふやうな問題が、毎會議討論の主題と爲つて争はれたのである。是等の難問題がやつと解決すると、今度は議場の席順に就いて激論を生じた。ドイツ帝國の大使兩名が上席に着くの權利を要求するに對し、スペインの大使は之を否認して、帝國大使兩名の中間に席を占めんと主張するのであつた。其結果、列國代表者は圓形に着席することに評定して、儼に此席順問題を解決することが出來た。更に帝國大使が會議で選舉侯その他ドイツ小國の代表者を、閣下と呼ぶことを拒絶したので、ブランデンブルグ選舉侯の代表者は『若し余を閣下と呼ばないなら、余の主君はハンガリーから直に軍隊を引揚げるだらう』と威嚇した。帝國大使は尙ほも特權を主張し、場内に自分達の爲に特別の一室と、馬車を置く可き特別の場所とを設けんことを要求するや、ドイツ聯邦の代表者は、之を以て最も不正な要求として擧つて反對した。凡そこんな子供らしい争で、講和會議の初期を空費され、講和談判の調停者は、交戰國雙方の間を調停する其本務の上に、同盟側諸國間の争ひをも調停せねばならなかつた。味方たる同盟諸國間に於てすら、こんな状態であつたから、況して共同の敵たるフランスに對しては、互に自己の尊嚴を保たんとして、全權の足の運び方にまでも苦心したものである。即ち帝國

全權とフランス全權が會場で對面するのに、相手の歩調より早足で進むことは、自國の君主の威嚴を損するものと考へ、若し歩調が早過ぎたと思つた時は、再び戸口まで引返へして、もう一度歩き出すのであつた。だから會場に入つて全權達の先づ最も重要な注意は、相手の全權の足どりに氣を附けることであつた。

扱て談判が始まつて、フランス全權はフランス文で起草した書類を提出した。するとドイツの諸全權は之に大に抗議し、之を以て神聖羅馬帝國の威嚴に對する侮辱であり、獨立國の權利に對する侵害であると稱し、其フランス文をラテン語に翻譯して提出せられるまでは、何事も存ぜぬと云ふ態度に出た。之が爲め毎度フランス語の明文が、下手なラテン語に書き直されるのであつた。

之より先き四月中旬、調停國たるスウェーデン國王チャールス十一世が崩じ、其嗣子が位を繼いだことは、當時ヘーグに於て誰でも知つたことであつた。然るに之はスウェーデンの代表が公式に發表するまでは、列國代表者は全然知らぬ風を装うてゐなければならぬことが、外交上の儀禮とせられ、又スウェーデン代表も彼の身仕度と彼の宿舎が喪裝を調へ終るまでは、喪を發してはならぬことも、同様の儀禮とせられたので、スウェーデン代表が馬車を直したり、喪服の出來上るのを待つ爲に、空しく數週間を過した。斯くて六月十二日に至り、スウェーデン代表は黑色を以て被うた馬車に乗り、黑色の服裝した從者を隨へてライスウィックに到着し、列國全權列座の前に出て、神

がチャールズ十一世を招いたことを嚴に發表した。茲に於て列座の全權達は初めて此悲報を承はつたと云ふやうな驚きをなして頻に彼を弔慰し、其燦爛たる禮装を脱して、喪服に着更へる可く、各各その宿舎に歸つて行つた。

斯かる兒戲に類する儀禮や、愚にも附かぬ爭論の爲に、會議に於ける幾週間を空費して、肝心の講和談判は少しも進まなかつた。ルイ十四世のオランダ侵略は二十餘年前にも行はれたのであつたが、其時も講和會議が現にニーメゲンに開かれてゐるに拘はらず、戰爭は依然打續きて、調停者が講和談判地に入つたのは、一六七六年二月であつて、講和條約の調印せられたのは、恰も三年後の一六七九年二月であつたと云ふ程に、平和の回復は甚しく後れたのであつたけれども、然もニーメゲンの會議の進行は、之を此ライスウィックの會議に比べて、必ずしも遅々たるものではなかつたと、史家マコーレーは評してゐる。(Macaulay, History of England, Ch. XXII.)

### 三 國名の『いろは』順

此ライスウィックの講和會議の光景が示すやうに、昔は國際會議に於ける列國代表者の席順や、會議に用ひる國語に就いて、毎度難問題を生じたのであつた。ライスウィック會議では結局圓形の座席を設け、上下の差別はないものとして、席順の問題を解決したのであるが、其後のウトレヒト

(一七二二—三年) カムブレー (一七二〇—二五年) ソアソン (一七二八—九年) エクス・ラ・シャペル (一七四八年) 等の諸會議でも圓卓を用ひた。併し其圓卓を用ひた場合に於ても、會場の入口の正面に在る位置は上席であつて、之を中心として左右に席順が下つて行くと云ふ苦情が出たので、再び席順の上下が争ひとなつたのであるが、其順位を國名のアルファベット順にすることが發明せられて、初めて此難問題も其最終の解決を告げたのである。(Phillipson, Termination of War and Treaties of Peace, p. 124)

十九世紀以後この慣例が大體に於て一般に認められて、例へば一八五六年パリ會議では、列國代表者は會議の爲に特に設けられた圓卓に着席し、各國のフランス語名に於けるアルファベット順に依つて右から左へ順位を定めた。一八七八年のベルリン會議では、圓卓の代りに馬蹄形の卓を用ひ、之に参加國のフランス語名に於けるアルファベット順に従ひ、ドイツ (Allemagne) イギリス (Angleterre) オーストリア・ハンガリー (Autriche-Hongrie) フランス (France) イタリア (Italie) ロシア (Russie) の順で代表者が着席した。歐洲大戰のバリ講和會議でも同様の順位を遵奉せられた。然るに一九二二年四月十日を以て、イタリア國ゼノアで開いた歐洲經濟會議は、戦後初めて戦勝國と戦敗國を網羅した大國際會議であつたが、之にはアルファベット順に依る席順法が採用せられなかつた。それは若しアルファベット順に依る時は、戦敗國たるドイツ (Allemagne) とオースト



リヤ (Autriche) に上席を與へなければならなかつたからである。仍つて代表者を招待國 (Etats invitants) と被招待國 (Etats invités) の二國に分ち、招待國はイタリー、フランス、イギリス、日本、ベルギーで、被招待國は戰敗國と中立國と云ふことにして、馬蹄形のテーブルの中央に、開催國のイタリー代表が着席し、其右にイギリスと日本、左にフランスとベルギー代表が並び、それに續いて爾餘の諸國代表がアルファベット順で、左右兩側に席順を定められたのであつた。

國際會議の着席順が、フランス語に於ける國名のアルファベット順に依るの例は、國際條約の署名調印順にも慣用される。即ち多數國間に成立した條約に署名調印する場合、其順位を定むるにも同様の慣例が行はれてゐるのである。世界大戰のヴェルサイユ講和條約では、戰勝國側を主たる同盟國と聯合國に區別してゐたので、先づ主たる同盟國たるアメリカ (Etats-Unis d'Amérique) イギリス (Empire Britannique) フランス (France) イタリー (Italie) 及び日本 (Japon) の順序で大國代表が署名調印し、之に次いで聯合國に屬するベルギー (Belgique) からウルグワイ (Uruguay) まで二十二箇國代表が、フランス語のアルファベット順に署名調印した。尤も二國間の條約では、各自國に保有する分に其國が第一位に署名調印し、相手國が次位にする交互法が行はれて居る。

#### 四 昔の外交語

ライスウィックの講和會議で會議に用ひる國語が問題となつたことは既記の通りである。ヨーロッパに於て十五世紀から十六世紀にかけて所謂文藝復興と共にラテン語が學問、法律、外交の通用語と爲り、ドイツ帝國、イギリス、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ポルトガル、ローマ法皇廷では、之を公用語として採用し、殊に外交上に於て相互間の國語が通じない時は、ラテン語を使用することが一般に行はれてゐた。

之に續いて外交上に用ひられたものはフランス語であつて、屢々ラテン語とフランス語が並用されたこともある。例へば全權委任狀はフランス語で書き、批准書はラテン語で認めることもあつた。一時スペインの國威盛んなりし頃、スペイン語を外交界に流行せしめんとしたのであつたが、遂に成功しないで、十六世紀の終り、十七世紀の初めに及んでは、フランス語が漸次勢力を得るに至つた。それでも常に條約文は尙ほ多くラテン語を用ひられてゐた。例へば歴史に有名なウエストファリアの條約 (一六四八年) 又は前記ライスウィック條約 (一六九七年) はラテン語であつた。十八世紀の初期に在つても、ウトレヒト條約 (一七一三年) の如き、依然ラテン語で書かれて居る。

外交談判に國語が問題と爲つた有名な例は、ライスウィック會議に先立つ一六七六年のニーメゲン會議である。當時既にラテン語は昔日の流行を失はんとし、フランス語が之に代らんとするの勢を示してゐた。即ち此會議の調停者たるイギリスの代表は、フランス語を以て開會の辭を述べ、之

に對する答辭がラテン語で陳べられた。デンマークの代表がフランス代表との談判に於て、最初ラテン語、後デンマーク語を用ひた處、フランス代表は之に抗議してフランス語を以てせよと主張した。併しデンマークの代表はフランスとの談判では一般外交通用語として飽までラテン語を用ふることを固守し、若しフランス代表がフランス語を用ふれば、我はデンマーク語を以て應待す可く、それが嫌ならばヒブリュー語でもよいと頑強に反對したのであつたが、他の列國代表が此争ひの渦中に投じなかつたので、結局讓歩して遂にフランス語が勝を制するに至つた。斯くて此ニメゲン會議では、代表者の宿舎に於てすら、自國語と共にフランス語が用ひられ、イギリス、ドイツ、デンマーク其他の諸國代表の間には、總てフランス語を以て談判せられた。フランス語を否認した前記デンマークの代表二人の間でさへ、其内の一人はドイツ語に通ずるも、デンマーク語を解しなかつたので、フランス語を以てしたと云ふ程であるから、會議を通じてフランス語が行はれ、又フランス語を用ひることが大に歓迎せられた。併しそれにも拘らず、會議で成立した條約文は、尙ほラテン語で起草されたのである。

### 五 外交語としてのフランス語

フランス語が遂にラテン語に代つて大に行はれるに至つたのは、フランス王ルイ十四世の政治的

勢力とフランス文學の勃興に依るのである。ルイ十四世の治世たる十七世紀の中葉から十八世紀の初期にかけて、外交語としてのフランス語は急に流行の勢を加へ、ドイツ諸國の如き毎度自國語を主張したもので、十八世紀に入つては是等諸國間の條約すらフランス語を用ふるに至つたのである。併し十八世紀の諸條約が一般にフランス語で書かれてゐながら、屢々條約中に一箇條を設けて、此處にはフランス語を用ひてあるけれども、之は決して將來に向つて先例を確立しようとする趣意ではなく、各國は將來の談判文又は條約に於て、其好む所の國語を使用すること素より自由である旨の、斷り書を特に附記した實例が現に存して居るに徴する時は（例へば一七四八年のエクス・ラ・シャペル條約、一七六三年の英、佛、西三國間のパリ條約、一七八三年の英佛間のヴェルサイユ條約）、フランス語を以て歐洲外交の公用語と公認することは、他國の欲しなかつたことを想像す可く、否な實際フランス語の使用を拒絶した例さへある。即ち一七五三年英佛間に、五年前のエクス・ラ・シャペル條約（一七四八年）中の或事項を實行する爲め各々委員を任命した處、フランス委員は、イギリス委員の提出した覺書が英文で起草されてゐると云ふ理由で之を返付し、交渉は總てフランス語でせよと要求した。茲に於てイギリス政府は自國委員に訓令して、フランス委員が權利としてフランス語の使用を主張するのを承諾する時は、將來の先例となるのであるから斷然これを拒絶し、フランス委員にしてイギリス委員の英語を以てする應答を受取らなければ、相手がフランス語を以

てせる一切の文書を接手してはならぬと云ふ嚴令を下した。そこでフランス委員は、此交渉に於てフランス語の文書を交換することは決して將來の先例となるのではないと云ふ約束をしてはどうかと申出たのであるが、イギリス外務大臣は自國委員に依然前訓令を嚴守す可きことを命じ、フランスの申出を拒絶せしめたので、結局フランスが讓歩して交渉が再開された。

であるからフランス語が歐洲外交の通用語として漸次普及したとは申すものゝ、列國に依つて之を公用語と公認されたのではなく、十九世紀に入つても、其初頭の大會議たるウィーン會議に於て、講和條約はフランス語で起草されたけれども、尙ほ特に一箇條を附して、此フランス語の使用を以て、將來を拘束するものではないと云ふ從來の斷り書を再記して居るのである。ヨーロッパの國際條約中に此斷り書を廢したのは、一八五六年のパリー條約（クリミア戰爭の講和條約）を以て始まる。其後の十九世紀に於ける著名な國際會議の諸條約は何れもフランス語を用ふる例を成し、例へば一八七八年のベルリン條約、一八八五年のベルリンに於けるアフリカ會議の條約、一八九〇年ブラッセルで調印せられた奴隸禁止條約、一八九九年及び一九〇七年の第一第二兩ヘーグ萬國平和會議の諸條約の如き、皆フランス語に據るものである。尤もヘーグ會議では兩國ともフランス語を公用語としたけれども、必ずしも自國語を用ひた者がないと云ふのではない。第一會議に於てイタリア代表は一度、ドイツ代表は數度、各々自國語を使用し、第二會議では例外ではあるが、ドイツ語

とスペイン語を用ひた者があり、米國代表は兩會議とも英語とフランス語を並用した。更に今日の所謂萬國聯合 (International Unions) の諸條約、例へば郵便、電信、商標、版權、砂糖、ラテン貨幣、鐵道、關稅等に關する萬國又は歐洲聯合條約の正文は、何れもフランス語を採用してゐるのである。

## 六 外交語としての英語

斯くの如くフランス語は少なくとも歐洲外交の一般通用語として、十九世紀後半以後、列國間に慣用せられたのであるが、英語が世界語として他年大に流行し、殊に英米が歐洲大戰後國際政治上に其勢力を加ふるに至つて、フランス語と共に有力なる外交語たらんとするの傾向が一層顯著となつた。英國が他國との交渉に於て自國語を以てすることを主張したのは其歴史既に古く、一八〇〇年外務大臣グレンヴィル卿は今後英國に駐在する列國外交官との交渉は、從來のフランス語を廢して、之に代ふるに英語を以てする事にした。續いて外務大臣カッスルレー卿は、一八一四—五年ナポレオン戰爭當時、同盟國側の本營から外國君主及び外國外務大臣に宛てた文書には悉く英語を用ひた。一八二三年外務大臣カンニングはポルトガル國リスボン駐在の英國公使が、ポルトガル外務大臣に對する文書にはフランス語を用ひたに反し、相手はポルトガル語で應待してゐることを知り、直に

公使に訓令して以後英語に據るべきことを命令した。一八二六年プロシヤ外務大臣ベルンストルフ伯が英國代表者の英文覺書を受取ることを拒絶し、此種の文書はフランス文又はドイツ文に限るのが本則であると主張した爲め、英國との間に争議を生じた時、英國政府は此時も亦英語を以てす可きことを自國代表者に訓令した。但し相手國の返書はドイツ語でもフランス語でも、又はラテン語でも何でも、妨げないと申入れしめた。然るにプロシヤ外務省は外國外交官からプロシヤ政府に宛てた文書の國語は、プロシヤ政府自ら之を指定するの権利があると主張し、唯だ將來に於て各國その自國語を用ふることにする協定なら承諾すると云ふ態度であつたので、問題は容易に解決しなかつたのであるが、カンニングは然らば英國公使は將來英語の正文にフランス語又はドイツ語の譯文を添ふ可く、之に對しプロシヤ政府はフランス文でもドイツ文でも、之に英譯文を添附すれば、其使用は勝手であると云ふ妥協案を提出した。處がカンニングは其後間もなく外務省を去つたので、問題は一八三一年に至るも未決定のままに残存し、同年ベルリン駐在の英國公使がプロシヤ外務大臣に對する文書に、屢々フランス文を以てすることが發見せらるゝに及び、英國政府は以後英文を用ふ可きことを訓令した。然るに同公使は英文にフランス文の翻譯を附するの便法を採用した。

一八一四年から三三年に至る間、パリ、ヘーグ、マドリッド、リスボン駐在の英國代表者は一般に英語を使用し、其他の國では尙ほフランス語を用ひてゐたのであつたが、一八三四年に至りウィー

ンでも外交語問題の起つた結果、英國政府は以後英語のみに據ることを駐在公使に訓令し、又一八三七年チュリン(イタリー)駐在公使がフランス語を用ひてゐることが判つたので、英國政府は又同様の訓令を發した。

外交語問題は一八四四年再びイギリスとプロシヤの間に起つた。即ちプロシヤ外務大臣は英國公使が英語のみ用ふることに反對したのである。仍て英國外務大臣アバーディン卿はベルリン駐在公使に命じ、英文にフランス語又はドイツ語の譯文を添附することに依つて此問題を解決せしめんとしたのであるが、後一八五一年に至りドイツ聯盟政府が外國から聯盟政府に宛てたものには、必ず譯文を附けねばならぬことを主張したので、時の外務大臣バーマーストン卿は先のアバーディン卿とは反對に、各國政府は其公文に於て自國語を使用するの権利があると應酬し、自國語のみに於て其意味を最も正確に表示することが出来るのであつて、之に譯文を附ける時は往々英文を無視して譯文の方を原文として取扱はれる恐れがあると云つて之に抗議したのである。此時から英國外交代表者は其任地の政府に對する文書には英語を使用することの権利が確立せられるに至つた。英國は又同様の権利を他國にも認めたとである。

## 七 英佛語の公認

「英語は今日最も廣く用ひられる國語である。簡單で、明確で、平易であるから、他年一日恐らく外交語としてフランス語に代はるであらう」と、曾てスウィスの國際法學者リヴィヤーが云つたことがある。英語は他國語に比べて、果して簡單で、明確で、平易であるかどうかは疑はしいが、最も廣く用ひられる國語であることを争ふものはない。日本の如き、支那の如き、殆ど公用の外交語として、多年慣用されてゐる所である。尤も日本では、日露戦争のポーツマス講和條約に於ては英佛兩文を用ひ、解釋に疑義を生じた時は佛文に據ることを認めた例がある。英語がフランス語と共に國際會議で其會議の公用語として公認せられたのは、世界大戦のパリ講和會議であつた。即ち一九一九年一月十五日の最高會議に於て公然これを決定したのである。又パリ會議で起草された講和條約中ヴェルサイユ條約(對獨條約)は英佛兩語に據り、相違ある場合にはフランス語の本文に據る事、サン・ゼルマン條約(對奧條約)、ニューイー條約(對ブルガリヤ條約)、トリヤノン條約(對ハンガリー條約)及びセーヴル條約(對トルコ條約)は英佛語と共にイタリア語をも用ひたが、相違ある場合にはフランス語の本文に據り、其中の國際聯盟規約と労働の二篇に關しては、英佛兩語の本文が同一の價値を有するものとした。但し右サン・ゼルマン條約と同時に列國間に調印された(一)コンゴに關する一八八五年のベルリン條約、及び奴隸禁止に關する一八九〇年のブラッセル條約を修正した條約、(二)アフリカに於て火酒類の賣買禁止に關する條約、(三)世界に於ける武器

の賣買制限に關する條約の三者は、全然フランス語で起草せられた。之を起草したフランス委員ブレッチーが聯合國最高會議に起草委員會の經過を報告した時、或人が之に關する英語の正文がないと指摘した處、ブレッチーは本來フランス語で起草されて居る條約を修正又は補正したのであるから、従來の慣例を變更する理由がないと答へた。此時最高會議に出席してゐた英國代表バルフォアは、之を聞いて直に「彼の言理あり」と稱し、速にフランス語の起草案を承認した。バルフォアの此淡泊な態度は、信義と寛容の精神を發揮したものととしてフランスの大に徳とした所である。

米國に至ては、政治的性質の條約は之をフランス語のみで起草することに常に反對し、一七七八年フランス王ルイ十六世が、當時尙ほ英國の叛徒であつた米國政府と締結した最初の條約ですら、明白にフランス語のみの使用を拒み、英佛兩語に據らしめたのであつた。米國の調印した世界大戦のヴェルサイユ條約及びサン・ゼルマン條約が、フランス語のみで起草されなかつた一つの理由は茲に在る。然るに一九二一年八月米國が海軍縮小會議をワシントンに開かんとするや、此會議に於ては英語を以て公用語とするの風説が行はれた。之は全く無根の風説であつたが、當時のフランス首相ブリアンは之を聞いて、「フランス政府はフランス語が公用語として認められない會議には参加することは出来ない」と公然宣言した。而して十一月から開かれた會議は公用語として英佛兩語を採用したのである。

## 八 國際聯盟の公用語

國際聯盟成るや、聯盟の諸會議に用ふる國語の問題が當然起つた。一九二〇年十一月ジュネーヴに於て其第一回總會を開いた際、劈頭この總會で議決せられた暫定議事規則は前年のパリ講和會議の例に倣ひ、總會の公用語として英佛兩語を採用したのである。然るに此規則に對し忽ち反對が起り、或國の國語を他の國語に對して優選するのは、國際聯盟の全員が法律上平等であるとする觀念に矛盾するものではないかと云ふのである。仍てスペイン語とイタリア語とを共に公用語とするの提案が試みられた。併し斯く多數の國語に公用語たる資格を認むるに於ては、聯盟の實務上に多大な不便を生ずるに至るので、結局十一月三十日の確定規則として、(一)聯盟には公用語 (langues officielles) なるものは存しないが、フランス語と英語とを慣用語 (langues usuelles) とし、議長又は事務總長の發する一切の文書はフランス語又は英語で起草し、フランス語を以てなされた演説は英語の翻譯を、英語を以て爲された演説はフランス語の翻譯を附する事。(二)各代表は其選擇する國語に於て演説し又は文書を頒布する權利を有するけれども、其演説又は文書は各自フランス語又は英語の翻譯を附せねばならない、又聯盟の文書が英佛語以外の國語で翻譯又は發表されることを求めるのは自由であるが、其場合には之に要する費用を自ら負擔する事に決定せられた。即ち事實

上英佛兩語を聯盟の公用語とすることに歸するのである。然るに一九二五年五月ジュネーヴに國際聯盟の國際勞動會議が開かれた時、又々用語問題が再發した。此會議に於てドイツ代表は始終ドイツ語を以て演説し、ドイツ語を第三慣用語とす可きことを主張したのである。そこでスウェーデン、南阿及び南米諸國は若しドイツ語が採用せられるなら、スペイン語も亦同然であることを要求せねばならないと抗議したので、ドイツ代表は遂に讓歩し、其年はドイツ語を第三慣用語とするの問題を、會議に提出せぬことを宣言して問題は消滅した。

故に今日の大勢は、英語とフランス語が外交上の慣用語として一般に認められるやうになつて來た。併し古來國際間に公認の常用語として確定されたものはない。法律的に云はば、何れの國も其外交上に使用する國語は、各自の自由なる選擇に據る可きものであり、又最も能く各自の意思を表現し得るものは自國語に外ならないのであるから、或特定の一國語又は數國語を公認して之を外交上の常用語とし、他の國語の使用を禁ずるやうなことは到底行はれない所である。であるから現時の慣例は、條約の用語に就いては締約國の自由選擇に據る可きものとせられてゐるのである。けれども之と同時に各國が専ら自國語のみを以て他國に臨む時は、互に意思の通じないこともある可く、殊に條約に至つては相互の正文に相違する所がある場合に、其解釋をどつち取る可きかと云ふ問題を生ずることがある。曾てイタリアとアビシニヤの間に締結された一條約(一八八九年五月二十

五日調印)は、イタリー語とアビシニヤ語で起草されてゐたので、後日その解釋に關して大紛議を生じ、遂に開戦に及んだ不幸の例さへある。仍つて條約が締約國各自の國語で起草せられる場合には、解釋上の紛議を豫め避ける爲めに、大抵その解釋上據る可き國語を一定することが行はれ、屢々第三國の國語を以て標準語とせられるのである。而して其第三國語を以て標準語とする場合には、フランス語または英語を採用するのが又多く行はれる例である。日清講和條約の日本語と漢文との間に解釋を異にする時は、英譯文に依つて決す可きことを規定し、日清通商條約亦同様の規定を設け、日本とシヤムとの通商條約も、日本語とシヤム文との間に文意相違する事がある時は、英文を取る可きことを規定してゐるのである。然るにシヤムと米國との間に一八三三年締結された修交條約は、シヤム文と英文で起草されたのであるが、米國はシヤム文を知らず、シヤムは英語を知らないので、更にポルトガル文と漢文の翻譯を附けて、解釋上據る可き所としたのは一の珍例であつた。フランス語と英語が一は古來の歴史的理由に依り、他は現に世界に廣く使用せらるゝの故を以て、外交界の慣用語たるに至つたのであるが、英佛語が世界外交界の慣用語たるに對して、近時これに代へるにエスペラント語を以てせんとする運動が起つた。現に一九二〇年國際聯盟第一回總會の際にも、エスペラント語の普及を有益と認むると云ふ提案が出て、委員會では之を通過したのであつた。翌二十一年の第二回總會では、國際補助語としてエスペラント語を用ふるの問題を研究することの

決議を採用したに續いて、又翌二十二年第三回總會に於ては、更に一層エスペラント語に有利な決議が行はれたのである。ラテン語は本來何處の國の國語でもなかつたが、曾て歐洲外交語として久しく用ひられたやうに、エスペラント語を以て此昔日のラテン語に代はらしめんとする説が行はれてゐるのは、興味あることである。エスペラント語の世界大會に於ては、屢々之を一般國際會議に使用す可きことの決議を爲し、殊に一九二一年ジュネーヴに開かれた萬國赤十字會議では、戰場、野戰病院等に於ける傷病者の救護に従事する者の間に、エスペラント語を採用することの決議を通したのみならず、之より先き歐洲大戰中フランス軍事衛生局次官シュスタン・ゴダールは一九一六年五月二十日付廻文を以て、戰地の各衛生主任に、各國の傷者、病者、醫員間には、赤十字用エスペラント語案内書を利用することを勧誘した。

### 九 最近の用語問題

本年(昭和十年)一月二十五日から、神戸で日蘭海運會商と稱するものが開かれる豫定であつた。日本と蘭領印度との間を、定期的に航海してゐる蘭領印度のジャヴァ・チャイナ・ジャパン・ライント、我南洋郵船、大阪商船、日本郵船及び石原産業の諸海運會社との間に、運賃その他の問題を協定する目的で、彼我の代表者が、開會前、神戸に集つたのである。二三年前以來、右の日蘭諸會

社は、同一航路に於て運賃競争を演じてゐたので、各自相當の打撃を蒙つた其中にも、ジャヴァ・チャイナ會社の打撃が最もひどかつた。そこで關係會社間に、昭和八年頃、一度協定が成立したのであるが、同年秋、蘭印側より積荷の數量割當を提案したことから、再び日蘭當業者間に紛議を生じ、蘭印側は昨昭和九年六月バタヴィヤに開かれた通商に關する彼我政府間の日蘭會商に、之を持出さんとしたのを、日本側が拒絶して、飽まで當業者間に妥協を遂げんとしたけれども、妥協なかなか纏らず、茲に於て會商地を新に神戸に移し、前記の如く本年一月二十五日から、再開することになつたのである。

斯くて双方の代表者が神戸に集まるや、日本側は會議の用語として日本語を使用することを提唱したのである。然るに之に對し蘭印側は、世界海運界の常用語は英語であるとして反對した。互に主張を固執して譲らないので、豫定の一月二十五日に至るも、會議を開くことは出来なくなつた。之を打開する爲に開かれたのが、二月十八日の東京に於ける官民協議會である。政府當局者の斡旋で、日本側は日本語一本説を改めて、日英兩語併用に譲歩することに相談が纏つた。

仍て此譲歩案を以て二十二日、蘭印側代表に臨んだ處、先方は固く英語説を執つて、一步も譲らないのみならず、二十七日神戸出帆の船で、引揚げるとまで言ひ出した。

餘り先方の態度が強硬なので、私的折衝を経た結果、日本側は修正案として、日英兩正文を主義

とするも、疑義ある場合は仲裁人に附することの再譲歩を提示し、蘭印側も考慮を約したので、之れにてヤツト解決の曙光がみとめられ、用語問題も片付くものと豫想せらるゝに至つたのである。處が此豫想に反して、蘭印側は又難題を提出した。即ち三月一日に至り日本側の修正案を拒絶し、其代りに日、英、蘭三語を使用すること、日蘭兩正文に疑義ある場合、英文に依て決することの新しい提案を示して來たのである。蘭印側の此新提案は、最初彼等の申出たものより一層日本側に取つては難題であつて、用語問題を自ら求めて紛糾せしむるものであり、果して會議の正式開會を欲してゐるのであるか、其誠意が甚しく疑はれるやうになつた。尤も先方をして云はしむれば、日本側が會議の用語として、世界海運界の常用語たる英語を排し、日本語を主張するならば、對等の權利上、蘭語をも併用す可きものとするのが當然であると申すのかも知れない。併し若しさうであつたならば、彼等は最初からそれを主張す可きであつたのに、日本語に對して英語を以て抗争したのである。そして日本側が一度譲歩し、更に再度譲歩するや、いよゝ脚を見抜いて、出來さうもない新提案をなして來たのであるから、何としても彼等の誠意が疑はれることになる。茲に至つては日本側は斷然これを一蹴するの外はない。仍て右蘭印側が新提案をなして來た同日（三月一日）の夕刻、我修正案を先方が承諾するか否か、諾否の決定を促す一種の最後通牒を蘭印代表者に渡した。之に對し翌二日、蘭印側は遂に拒絶の回答をして來たので、折角の神戸海運會商は、未だ全然本會議を開



くに至らずして、決裂することになつたのである。

斯くの如くにして一月以來、前後實に四十日に亙り、用語問題に就て無益の紛糾を極めた後、蘭印代表は何の得る所なくして、三月四日出帆の船で、空しく神戸を去つたのである。

會議用語に關する日蘭双方の主張の孰れが正しいかは、今更問ふの要はない。併し神戸に海運會商を開かんとするに至つた過去の經過に顧みれば、單なる手續上の問題に過ぎざる用語の選擇の爲に、會商を犠牲に供したことは、恐らく當事者の本旨ではあるまい。それに就いても、神戸會商の決裂は、外交上の用語問題が、尙ほ重要性を失はざることの最近の實例を供するものである。

## 國際紛爭雜考

## 一山師の放言事件(英米開戦の危機)

### 一 カロライン號事件

一八三七年、カナダに一揆が起つた。一揆の目的は、當時のカナダ政府に反抗して、之を變革しようとするのであつた。此一揆に對して、米國內に多數の同情者があり、就中紐育州の西部地方に於て殊に多かつたので、暴徒はカナダと米國の國境なるナイヤガラ河の海軍島(カナダ領)と呼ぶ地點に根據を構へ、以て米國の同情者から、援兵と軍需品の供給を受くる便利を得んとしたのである。そこで暴徒はカロラインと云ふ米國汽船を備ひ入れ、米國領と自國領との間を往復してゐた。

カナダ政府は、一揆鎮定の爲め、同年十二月二十九日の夜、兵力を以て、右海軍島に在りと察したるカロライン號を破壊せしめんとした處、同船々長は早くも之を諜知して、船を米國領即ち紐育州の領分内に退避せしめた。カナダ軍は之を追ふて船を捕獲し、之に火をかけて、其儘ナイヤガラ瀑布に放流したのである。此異變の際、米國人一名、カナダ軍の銃弾に依て頭部を撃たれて落命し

たことが、事後に發見せられた。

米國々務卿フォアシスは事件の報告に接するや、華盛頓駐劄の英國公使フォックスに抗議するに、『米國領土内に於て、米國人民の財産が破壊され、且つ殺害されたものがあることは、驚愕と遺憾の最悲痛なる感情を惹起し、本件は賠償要求の問題たるに至る可き』旨を以てした。之に對し英國公使は書翰を以て、(一)カロライン號は、英國陸軍司官の命令の下に、カナダ陸軍に依て破壊されたものであることを承認するも、(二)カロライン號が備船された任務は、明に海賊的性質のものであつたから、其破壊は當然のことであり、(三)又米國の中立法規は、當時英國領地に對して行はれたる敵對行爲に米國人の參加することを防止す可く、國境に於て厲行せられてゐなかつたのであるから、(四)カロライン號の破壊は、米國領水内に行はれたけれども、英國に取りては自衛の行爲であつて、隨つて正當であるとの趣意を以て、答へたのであつたが、米國政府は之に満足せず、倫敦駐劄の自國公使をして、英國政府に正式に賠償を要求せしめた。英國外務大臣パーマーストン卿は此要求に接して、十分考慮す可き約言を、米國公使に與へた。

事件の範圍が之れだけならば、英米間の簡單なる國際問題として、外交手段に依り解決することはさまで面倒ではなかつたのであるが、茲に問題を徒に紛糾せしむるに至つた一事件が起つた。即ち其名をマクレオドと呼ぶ一カナダ人が、突然自分はカロライン號を破壊したものの一人であり、殊

に當時米人を殺害したものは斯く申すそれがしだと、誇顔に名乗り出で、之を自慢氣に吹聴してあるのであつた。さなきだに、カロライン號事件は、米國の領土權を侵し、財産を破壊したる上人を殺害したものととして、米人間には之を刑事問題と認め、犯人を捕へて、國法に照らし嚴罰に處す可しとの説が、頗る八釜しかつた處であるので、マクレオドなるものゝ言動は、忽ち米國人を怒らしめ、彼もし米國內に入り來らば、立所に引捕へて極刑に處せよとの民論が勃發し、其結果翌年(一八三八年)の春、ナイヤガラ郡の豫審裁判に於て、陪審員はマクレオドを殺人及び放火の犯人と認定したのである。然るに當時本人は尙ほカナダにゐたので、問題は夫れ以上發展しなかつたのであつたが、それから二年たつて、一八四〇年に至り、マクレオドは竊に米領に入り、然かも右のナイヤガラ郡内に於て發見され、直に逮捕せられて入檻し、紐育州某地の裁判所に廻はされた。即ちマクレオドは紐育州領内に於て、州法を侵したる刑事被告人として、同州の裁判管轄權内に屬するものと認められたのである。

斯くてカロライン號事件に關する國際紛争は、茲に更に新事態を突發したのであつて、本事件發生後、其時まで既に三年を経たるも、米國政府は曩に英國に對し要求したる所に關し、未だ何等の回答に接せざる間に、今や却て英國側より、其臣民を不法に逮捕監禁したるものとして、逆抗議に接し、其釋放を嚴談せらるゝに至つた。

英國政府の主張は、カロライン號の破壊は、英國政府に服務するものが、其上官の命に従ふて行ふた公の行爲であるから、此行爲は、國際慣例に據り兩國政府間の討議の問題たるに止り、本來自國政府の任命したる上官の命に服従するの義務ある當該個人に對し、刑事訴追の問題たる可きものではない、と云ふのであつた。之に對する米國政府の回答は、米國に於ける國の裁判所と州の裁判所の權限に關する米國の國情を特に説明し、且つ本件に關して、國の政府に責任なきことを抗辯したものであつたが、其要領は、米國を構成する各州の裁判管轄權は、完全に聯邦政府と獨立するものであつて、マクレオドの犯罪は、紐育州内に於て、同州法に違反して行はれたものであるから、明白に紐育州裁判所の權限内に屬するものである。故に聯邦政府は何等これに干渉することを得ない。元來本件は、平時にも拘はらず、隣國たるカナダより、武装者の一團が、米國領土の一部に、最も不當なる侵入を爲したるに起因するものであつて、國際法の如何なる原則に照らすも、又條理或は正義に照らすも、斯の如き犯人が、之を管轄する裁判所の其管轄域内に入り來るとき、之が裁判を免除せらるゝ理由はない。カロライン號の破壊に就き、英國政府が之に對して其責任を取る公の行爲であるとは、未だ同政府より正式の明言を得てゐないけれども、兎に角に本件は州裁判所に依て決定せらる可きものであると云ふのである。

米國政府の此回答を論じ詰むれば、(一)州裁判所の管轄權は、米國聯邦政府の當然の職務に屬す

可き國際關係の問題にも及ぶものである。(二)米國聯邦政府は、本件の如き問題に就ては無權限であつて、州の領分内に於て行はれたる國際的犯罪事件に關しては、無責任であるとさへ主張し得る。(三)既に外交問題として取扱はれ、且つ米國と他國との關係に屬する國際法の問題を決定するものが、聯邦官憲に非ずして、州の官憲であると云ふことになる。

## 二 開 戦 の 脅 威

米國の此態度は痛く英國の反感を刺戟し、國論次第に激昂して、遂には若し一步を誤まらんか、戦争は殆ど必至の勢たるに至るの險惡なる事相を呈した。當時英國自由黨の政治家は、痛く此形勢を憂慮し、米國々務卿に忠告するに、本問題に關する英國の感情は、諸政黨の上下を通じて唯一であつて、若しもマクレオドにして處刑せられんか、それこそ國際正義の蹂躪として、鞘は立所に脱せられるであらうとの言を以てし、又巴里駐劄の米國公使某も、若しマクレオドが處刑せらるゝことあらば、英國公使は直に華盛頓を引揚ぐ可き訓令を與へられて居ること確實にして、當然開戦の理由たるものであるとの警告を送つたと云ふ程に、頗る切迫せる情形であつた。果して英國外務大臣パーマーストン卿は、倫敦駐劄の米國公使に對し、マクレオドの處刑は、英米開戦のシグナルたる可きことを通告したのである。

英國政府は固より前掲米國政府の回答を是認するものではない。即ち華盛頓駐劄公使フォックスは、米國々務卿ウェブスター（前任者フォアシスに代はる）に送りたる書翰に於て、英國政府はカロライン號の破壊に對する全責任を取ることを、及び政府の命令の下に行はれたる公の行爲に従事したるものは、斯かる行爲に對し個人的に責任があるものではないことを説明した後、米國政府は聯邦政府として、本件に干渉するに何等の權能なく、之に關する決定は紐育州に全然屬するものと主張するけれども、英國政府は隣間たりとも之を承認することを得ない。聯邦を構成する各州間に存在する規約の如きは外國の知る所に非ず、外國の對手とする所は常に聯邦そのものである。聯邦は聯邦政府に依て外國に代表せられ、外國に取りては、聯邦政府こそ其對手とする唯一の機關である。故に外國が聯邦中の一州に依て行はれた不法に對し、其救済を要するの相手は箇々の州政府に非ずして、當然聯邦政府でなければならぬ。外國は、箇々の州を以て、聯邦政府が之に支配權を有せざる獨立の團體であるとするの主張を、斷じて是認することを得ないものである。若し斯かる主張を是認せんか、外國關係の關する限りに於て、聯邦は忽焉崩潰するに至るであらう。即ち斯かる場合に於て、外國は聯邦政府に其外交代表者を送らずして、箇々の州政府に之を送り、夫れと平和、戰爭の關係を定むるに、他の諸州に顧みることなく、單に其一州との箇々の交際を主眼として専ら之を行ふであらう。思ふに斯くの如き論結は、米國の本旨に非ざる可きを信ずと雖も、前國務卿フォアシ

ス氏の論議を詮じ詰むるときは、必然この論結に達せざるを得ない。仍つて英國政府は即刻マクレオドを釋放す可きことを、嚴重に要求するものであつて、此要求にして不幸拒絶せらるゝ曉、之より生ずる結果の重大性に就て、米國大統領の最も慎重なる考慮を促すとの趣意を、極めて峻嚴に警告した。是れ實に英國政府が、開戦の威嚇の下に、聯邦政府をして、本件に關する直接の責任を取らしめんとしたのである。

カロライン號事件は、今や更にマクレオド事件を加へて、問題は甚だしく複雑するに至つた。而して問題を要約するに、大體左の三點に歸する。

- (一) 米國領水内に於て、武装せるカナダ人がカロライン號を破壊したのは、米國領土權の侵害であるか。然らば此侵害は自衛の理由に依て宥恕せらる可きか。
- (二) 個人が其上官の命令の下に爲したる公の行爲にして、且つ其行爲に對し、當該個人の政府が全責任を負ふことを認むる場合に、其者は尙ほ個人的に司法手段に附せらる可きか。
- (三) 米國憲法及び其他國法の下に於て、或州に對する犯罪が、同時に國際法の問題を伴ひ、且つ其決定が、米國と外國との國際關係に影響する事件に就て、聯邦政府は該州裁判所の司法行爲に干渉するの權なきや否や。

而して本件に就ては、英國政府がマクレオドの即時釋放を強要してゐるのであるから、右の三點

中最後の點が最も重要視せられるのであるが、然かも米國憲法及び其他國法に於ては、本件の如き事件は、聯邦大審院及び聯邦各裁判所にて取扱ふものとなつて居らず、専ら州裁判所の管轄に屬してゐるので、聯邦政府は、英國政府より如何に強要せられても、州裁判所に對し、マクレオドの釋放を干渉するの權を持たないのである。即ち聯邦政府は本件の處置に關して、極めて困難なるデレンマに陥つたのであつた。

茲に至つて、米國々務卿は之に處するに前例なき非常手段に訴ふるの外なかつた。國務卿ウェブスターは、マクレオドを釋放せしむる爲め、聯邦政府の一切の勢力を利用することを決心したのである。而して之には二の手段があつた。即ち(一)當時州知事の職權たりし裁判中止の命令に依るか、又は(二)州の大審院に依て人身保護命令を發せしむるか何れかであつた。依て國務卿は淡白に英國政府の主張たる、個人が其政府の命令の下になしたる公の行爲に對しては、普通司法手段に附せらる可きものでないことが、文明國間の一般慣例であることを承認すると同時に、結局紐育州大審院が、人身保護命令を發して、マクレオドを釋放するであらうこと、及び同大審院の正當公平なる裁判に、安心して信頼し得ることを、大膽にも英國公使に對して保證したのである。

### 三 一場の喜劇

ウェブスターは乃ち聯邦檢事總長を紐育州に派遣し、一切の手段を盡して州當局者を説破することを命じた。本件を最も簡單に解決するのは、州知事を説いて、裁判中止の命令を發せしむるのであつたから、檢事總長は先づ此手段を試みたのであつたが、當時の紐育州知事シュワード(後の國務卿)は、斷然これを拒絶したのみならず、聯邦政府がマクレオドの爲に斯く辯護するのは、紐育州の内政に對して、許す可からざる干渉を敢てするものであるとて、激烈なる反抗の態度に出たので、此手段は全然大失敗に終つた。裁判中止の第一手段にして不成功に歸したる上は、殘る他の一手段たる人身保護命令に訴ふるの外はない。そこでいよいよ之を州大審院に對して申請した。其申請の理由とする所は、マクレオドはカロイン號破壊に加はつたけれども、彼は一兵士として、英領カナダ政府の派遣したる軍隊に屬し、其上官の命令の下に行ふたのであるから、司法手段に附せらる可きものではない。故に當然州の監禁より釋放せらる可きものである。何となれば本件の全交渉は、専ら國際談判に屬する問題であるからであると云ふのであつた。

斯くて紐育州大審院に於て、マクレオドの釋放に關する人身保護命令の申請を決す可き法廷が開かれた。マクレオドの辯護人は、本件を州裁判所の決定に委するときは、重大なる結果を生ず可きことを指摘し、之は紐育州裁判所をして、國際間の問題の裁判管轄權を行はしめんとするものであつて、憲法に依て國の政府に賦與せられたる對外關係の權能を奪ひ、之を紐育州法の專斷に引下げ

んとするものであることを、強烈に辯じたのであるが、之に對し州検事總長は、國法上、聯邦裁判所が本件の管轄權を有せず、州裁判所のみ之を有することを論證し、進んで、個人が其上官の命令の下に行ひたる公の行爲に對し、其本國政府が之に就て全責任を負ふことを認むる場合にも、其者は尙ほ個人的に司法手段に附せらる可きものなりや否やの、國際法上の問題にまで論及した。併し此問題は、米國々務卿が曩に既に英國公使に讓歩して、英米兩國政府間には、最早や完全に解決されてゐるのである。然るに州大審院長は、此既決の國際法問題の再論を許し、人身保護命令の拒否は勿論、英國との戰爭開始をも、法廷に於ける此討論の決定に委せんとしたのであつた。検事總長はグロチウス、ヴァッテル以下國際法學に於ける古今の大家の學說を博引傍證して、精説細論、以て大に右申請の理由なきことを力説したのである。

前日英國公使に對して、紐育州大審院の正當公平なる裁判に安心して信賴し得ることを保證したるウェプスターは、意外にも同大審院が、自分と英國公使との間に既に圓滿に解決したる問題を、法廷に於て再燃せしめたるを見て、先づ一驚を喫したるのみならず、いよゝゝ其決定に於て、ウェプスターが英國公使に對して認めたる國際法の原則を無視し、個人が其本國政府の命令の下に行ひたる公の行爲に就ても、責任を免がる可からざるものであるとの宣告を爲したるを聞くに及んで、彼の驚愕と狼狽は非常のものであつた。斯くして最後の唯一の望であつた人身保護命令に依るマク

レオドの釋放は、再び全然失敗に終つたのである。英國との開戰を避けんとする一切の手段は、今や悉く水泡に歸した。マクレオドは遂に州裁判所の正式裁判にかけられることゝなつた。事態は今や殆ど重大なる危機に瀕したのである。紐育州官憲にして、遂にマクレオドを處刑せんか、英米戰爭の勃發は火を見るよりも炳かであつた。然るに此深憂を以て充たされたる悲劇は、忽ち滑稽なる喜劇と化して、即座に一切の危険を一掃した。

マクレオド事件は、州大審院の審理に附せられたる其審理に於て、彼が今まで申立てた所は、跡方もなき眞赤な嘘言であつて、彼は直接にも間接にも、カロライン號の破壊に關係なく、隨て當時殺害された一米人の下手人でもなく、彼は生來の山師で、大法螺吹きで、能く衆人の前で大言壯語する惡癖の男であつたことが、明瞭に立證せられた。マクレオドは即ち釋放せられ、前後三年に亘つて、英米の民心を衝動した大事件は、狐につまゝれたやうな話で終結したのである。

マクレオド事件の終結と共に、カロライン號事件そのものも、亦次いで容易に解決された。即ち英國政府は米國領水に於て同船を破壊したのは、米國領土の侵害であつたこと、及び之に對して謝罪す可きことを承認し、米國政府は之に應じて、右謝罪を快諾すると共に、此事が自衛の必要に出でたることを是認して、芽出度く問題が落着いたのである。

併しながら、一の問題は今尙ほ依然として殘されてゐる。此事件の最初に於て、前國務卿フォア

シスが英國政府に向つて主張したやうに、米國の聯邦政治組織に於ては、國の政府は假令ひ事件が國際法の問題を伴ひ、且つ外國との平和關係を脅かすことがあつても、之に關する州の裁判權に干渉することを得ないと云ふのであるが、之に對して英國公使フォックスは、米國の外國に對する實際的責任は、米國の聯邦政治組織云々に依て動かさるゝものでないと反駁してゐるのは、極めて正當なる見解である。然るに米國政府は今に至るも此點に關して國法を改むることなく、例へば、一州に於て外國人を目的とする暴動が起り、之に依て危害を加へられることが、古來屢々あるけれども、毎度米國政府は之に就て無關係、無責任であると抗辯し、外國政府の救濟要求を受付けないのである。

## 土耳其が拂つた侮辱の代價

### 一 ユーモアを解せぬ獨逸の外交官

之れは多分一九〇五、六年頃のことであつたと記憶する。

當時の露都セント・ペテルスブルグ(今のレニングラード)で帝室の一族ウラジミール大公妃が、其愛女ヘレンの爲めに、盛んな舞踏會を開いて、朝野の貴顯、列國の使臣を招いたことがあつた。當夜一貴婦人が、其頃獨逸大使館の一等書記官であつたフォン・チルシュキに伴はれて、食堂に入らんとするのを見たウラジミール大公は、ツカ／＼と横合ひから出て、其婦人に腕を差出した。紳士が貴婦人を案内するには、己の腕を差出して婦人にそれを執らせて行くのが、所謂西洋の作法であるが、歐羅巴に於ける皇室の禮儀では、皇族から腕を出されるときは、婦人たるものは之を寧ろ命令と同様に心得て、絶対に従はねばならぬことになつてゐる。そこで大公は露國皇族たる特權の此濫用を、一寸冗談化せんとして、笑ひながら右の貴婦人に斯う云つた。



「イヤスなうるさい獨逸の外交官達には遠慮はいりません。此人達は世の中で一番うるさい連中なんです」

處が之を聞いたフォン・チルシュキーは元來非常なぼくねんじんで、冗談なぞ一向解しない變人であつたので、ウラジミール大公の此言を、笑ひ事とは受取らず、重大なる侮辱を加へられたものとして、直に之を同夜同席した自國の大使ラドリン公に訴へ、獨逸大使館否な獨逸皇帝に仕ふる全外交官の職務を侮辱したものであると、眞ツ四角になつて不平を申出たのである。

ラドリン大使は固より圓熟した人物であつたから、頻に此若き一等書記官の不平をなだめ、今の露國皇族中、ウラジミール大公及び大公妃ほど、獨逸に取つて深甚な同情者はなく、又我ホーヘンツォレン家と之れほど親善な關係者はないのであるから、さう腹を立てるものではないと、懇々諭してみたけれども、チルシュキーの憤慨はどうしても釋けない。實際にウラジミール大公妃は獨逸のメクレンブルヒ・シュウエリン家の出で、曾ては露都に於ける特殊の親獨家であり、又ビスマークの政策の最も有力な擁護者と、一般に認められてゐたのである。それにも拘はらず、チルシュキーは毫もラドリン大使の言を聽かず、大公の言は單純な冗談とは受取れぬと言ひ張り、遂には場所柄をも辨へず、若し彼の名譽が回復せられざるに於ては、彼は即刻辭職して伯林に歸り、皇帝に此事を言上するとさへ、舞踏場の眞中で力み出したのである。

ラドリン大使は殆ど持てあまし氣味であつたが、斯んな愚な事件が、間違つて露獨の外交問題となつてはならぬと思つたので、遂に自らウラジミール大公妃の席に赴き、獨逸皇室の連枝として大公又は大公妃が何卒この苦境からラドリン自身を救ふ爲めに、チルシュキーに何か懇ろな一言を賜はらんことを、恐る／＼哀願したのである。何ぞ圖らん、大公妃は獨逸大使の此哀願を納れる處か、忽ち大憤怒を破裂して、

『苟も大使たるものが、微々たる大使館の一書記官輩の言を聽いて、大公殿下に不平を訴へ出づるなどは、以ての外の不謹慎である。自分は獨逸に生まれたけれども、今は露西亞皇室の一皇妃であることを、屹度覚えて置け』

と散々に叱かりつけられた。餘りの權幕にラドリンは全く返へす言葉もなく、這ふ／＼の體で、隨員を引連れて舞踏場を退出するの外はなかつた。

事件は忽ちにして滿都に傳へられた。併し露國皇室に於ても、又露都の社交界に於ても、ウラジミール大公夫妻に味方して、チルシュキーは勿論、ラドリン大使が餘りに馬鹿正直であることを笑ふものが多かつた。然かも其結果は意外に重大であつた。ラドリン公は間もなく巴里に轉任し、チルシュキー本人は遂に休職を命ぜられたのである。尤も暫時にして彼は再び外交界に復活し、後は埒地利大使に昇進して、歐洲大戰前ウィーンに於て相當活躍してゐた。

## 二 土耳其皇帝天長節の夜會

同じ侮辱を受けても、之より餘程効果のある受け方をした外交官がゐた。

土耳其がまだ帝國と稱してゐた一九〇八年九月十二日、此日は土耳其皇帝の天長節とあつて、宮中にては、コンスタンチノーブルに駐在する列國の大公使を招待して、近年無比の深夜會が催された。然るに此夜の饗宴に何故か唯だ一人招待されなかつた外國の使臣があつた。即ち隣國ブルガリヤの代表者ゲシ・フだけが除かれてゐた。然らば當時土耳其とブルガリヤとの間に、何か不祥の問題でもあつた爲めかと云ふに、實は兩國の關係は此時ほど親善な時代はなかつたのである。殊に之と時を同うして、土耳其の觀光團がブルガリヤの首府ソフィヤを訪問したに對し、ソフィヤの官民は連日連夜これを歡待して、殆ど有らん限りの好意を表し、將來の國交一層多幸なる吉兆として、主客ともに大満悦であつた其折も折、突然この不快な事件が湧發したのであるから、ブルガリヤ政府の大不満は固より云ふまでもない。而して此事件が僅に二十餘日後に至つて、歐羅巴を驚かした國際的大變動の直接動機とならうとは、土耳其も列國も聊も豫想しなかつたことであつた。

當時ブルガリヤは尙ほ土耳其の羈絆を脱せず、其宗主權の下に俗に云ふ屬國の一つであつたのだけれども、實際には獨立國同様の實權を有し、コンスタンチノーブルに駐在する其代表者も、列國

の大公使と殆ど同格の待遇を受け、殊に前年獨逸皇帝が君府を訪問された以後は、土耳其政府の公式招宴には、毎度他國の使節と共に列席するの慣例が確立されたのみならず、ゲシ・フの如きは數年前引續き四年間もブルガリヤ代表者として、コンスタンチノーブルに駐在し、今は再度の重任であるから、土耳其の朝野から相當の尊敬を以て遇せられてゐた筈である。然るに此年の天長節の夜會に、彼はどうした譯か外務省から招待狀の送達を受けなかつた。そこで彼は數日後外務大臣チ・ウフィク・パシヤを訪問して、其理由を訊した處、土耳其外務大臣は夫れは手落ちであつたと辯解したので、ゲシ・フは歸館して招待狀の到來を待受けてゐた。處が饗宴の期日が既に切迫してゐるに拘はらず、何の沙汰もない。仍て彼は今度は宰相キヤミル・パシヤに其次第を問合はせたるに、意外にもお氣の毒ながら貴意に應ずることが出來ないとの返事であつた。ゲシ・フは驚いて直に宰相の許に到り、切に其再考を促がし、自分は之れまで外國の天長節の如き饗宴には、度々列國外交代表者と同列に招待されてゐたこと、又土耳其皇帝即位一周年記念の爲め宮中に催されたリセブションにも、外交團の人々と共に招かれたことを指摘して、一生懸命に抗議を試みたのである。宰相は之に答へて、

「外交團の人々や、土耳其帝國の高位高官の人々——其中には無論ブルガリヤ代表者も入れねばならぬが——は從來折々催された國家的饗宴には招待されてゐた。併し今度の儀式は是等の例と

は違ひ、單に主權國の大使、公使のみに招待状を發せられたのである。又これまで宮中に貴官を主權國の大使、公使と同列に招待したのは、近年宮中の典例がだいぶ緩るんだ爲めであつて、それは本式ではなかつたのだ。現にブルガリヤの代表者と同様の地位に在る埃及の代表者でも、曾て招待された例はない』

キヤミル・パシヤは『主權國』と云ふ言葉に、特に力を入れて辯明した。茲に於てゲシ・フは、本件は甚だ憂慮に堪へない。本國政府は或は自分を召還するに至るかも知れないと告げた處、土耳其宰相は、

『若し之に就て紛争が起るやうなことがあれば、之を調停して呉れる友國があらう。併し土耳其はブルガリヤの自尊心を傷けるやうな意思は毛頭ない。斯んな一小事件で、兩國の親交關係が影響されやうとは思はない』  
と冷然として答へた。

果して日ならずしてゲシ・フは本國政府から召還され、直にコンスタンチノールを引揚げた。

### 三 侮辱されたブルガリヤ

土耳其政府の見解は、飽くまでブルガリヤを其宗主權の下に在る一屬國として遇せんとしたので

ある。單純なる形式論としては、當時のブルガリヤの地位に於て、其代表者が他の所謂主權國の代表者と同列に取扱はれることを要求するのは、土耳其の見て以て不當とする所であつた。コンスタンチノールの一新聞(タニン)が、若しブルガリヤにして、己が自主國家でなく、一屬國であることを、明確に反省するに於ては、彼の屬國と我宗主國との關係は、確に從來よりも一層親密になるであらうと云つたのは、本件に對する土耳其の見解を代表したものであつた。併しブルガリヤが事實上既に獨立國と同様の實權を行ふてゐたことに顧みれば、單に宮中の一儀式たる天長節の夜會如きに、其代表者を特に除いたのは、決して智者のすることではなかつた。だから當時埃地利・匈牙利大使パラウ・チニ侯も、ブルガリヤの外交代表者を、列國の代表者と共に、土耳其の公式儀式に招待する慣例を維持するやうに、態々忠告したのであつた。

一方、ブルガリヤは土耳其が自國の地位を埃及と同一視することを承知しない。埃及と土耳其の關係は一八四一年の土耳其國法に規定され、之に依て埃及は土耳其總督の一管區(パシヤリク)たるものであつて、埃及王(ケヂフ)は世襲の一知事(ヴァリ)に過ぎないのであるから、コンスタンチノールに駐在する其代表者も、決して外交官の特權を享有してはゐない。之に反してブルガリヤの地位は國際條約に依て保障され、一八七八年の柏林條約第一條には、ブルガリヤを以て土耳其皇帝の一自治貢納公國として、屬國とは云はず、又土耳其皇帝の主權の下に在るものとも云はず

して、其宗主権の下に立つものとしてゐるのみならず、歐羅巴諸國に派遣さるゝブルガリヤ代表者は悉く外交官の待遇を受け、中には公使の有する全特權すら與へられてゐるのであるから、今に至つて、土耳其に於ける其代表者の地位に變更を加へんとするのは、ブルガリヤを恥かしむるものであつて、斷じて之を默過することを得ないと云ふのである。

併し本問題に關する兩國の輿論は案外冷靜であつた。双方努めて過激の言論を慎しみ、早晚必ず満足な解決が得られるであらうと期待して、表面甚だ靜穩であつた。殊にブルガリヤの方では、本件は土耳其政府内部に尙ほ殘存する一部反動派の惡戯であるから、青年土耳其黨（當時土耳其に勃興したる革新の新勢力）にして、事態を冷靜に判斷すれば、必定大事に至ることはあるまいとさへ觀測するものが多かつたのである。然るに兩國間に斯んな不祥事件の起つてゐる場合、當然ソフィヤに在住してゐなければならぬ筈の土耳其の駐在官が、不幸にして偶々缺員の儘であつた。と云ふのは、ソフィヤに於て土耳其政府を代表する駐在官の前任者が、ブルガリヤ王の逆鱗に觸れて歸國して以來、後任者が久しく定まらなかつたのである。然かも前任者が王の逆鱗に觸れたのは、彼が初めて王妃に謁するとき、正式の服装をしてゐなかつたので、王が彼を宮中で引見することを拒絶したのである。夫れが爲めに彼は遂に駐在官を辭するの已むを得ざるに至つたのであるが、後任者が其頃まで缺員であつたのを、最近新駐在官が任命されて、ソフィヤに赴任するばかりに爲つて

ゐた處に、不幸なるゲシ・フ事件が突發したのである。又こんな際に新駐在官を送つても、ブルガリヤでどんな待遇を受けるかと懸念されるので、土耳其政府はたうとう彼の出發を中止させた。

ゲシ・フ事件の起つた最初の數日間は、兩國表面の輿論は極めて平穩であつたが、然かも其解決に就ては兩國政府の孰れよりも進んで口を切り出さず、恰も睨合ひの形であつた。併しブルガリヤ政府が殆ど連日閣議を開いて密議してゐる形勢は、決して外間で想像するやうに樂觀的のものではなかつた。ブルガリヤ國民は此事件の成行きを以て、自國の國際的地位が確定的に決せらるゝものとして漸く事態を重要視し始めた。殊に本事件は最初豫期された如くに、青年土耳其黨に信賴して、満足の解決を待つことの全然空望であることが、既にして判明して來た。

#### 四 土耳其が拂つた侮辱の代價

ゲシ・フ事件は實に青年土耳其黨自身が、宰相及び外務大臣を壓迫して仕組んだ細工であつた。即ち彼等はブルガリヤの現地位を以て過分不當と爲し、從來その代表者に與へられた待遇は、本來の分に過ぎるものであつて、畢竟土耳其の舊政府が微力であつたに因るのであるから、此機會に之を撤してブルガリヤは土耳其帝國の配下に在る純然たる一屬國に過ぎないものであることを、斷然内外に明示せねばならぬとの主張から、キヤミル・パシヤとチュウフィク・パシヤを動かして、此

事件を仕組んだのであつた。少なくとも青年土耳其黨はゲシ・フ事件を一の先例として、ブルガリヤの地位を其一屬國とするの原則を確立せんとしたのである。併し若し之れが確定の先例となるに於ては、ブルガリヤに取つては一大事である。同國は將來國際會議に参加することを拒絶され、現に歐羅巴の各首府に駐在する其代表者が、從來享有してゐる外交官の特權を撤廢せられ、國王が外國元首を訪問する際、之れまで彼に與へられた名譽の待遇を中止され、甚だしきは、土耳其の承認を得た上でなければ、多年來諸外國と締結した條約も、取消さるゝに至るかも知れないと云ふ心配が、ブルガリヤ國民の間に起つて來たのである。ブルガリヤ國民の考ふる所に據れば、自國の國際的地位は夙に伯林條約に依て確立されてゐる。成る程ブルガリヤは土耳其皇帝の宗主權の下に在る貢納公國とせられてゐるけれども、其貢納金額は曾て決定されたことなく、又固より支拂つたこともない。尤も其國の一部たる東ルーメリヤの爲めに貢納金を拂つたことはあるが、僅か此一事に依てブルガリヤの地位に變化のある可き筈はない。又宗主權と云ふ語も未だ曾て明確にされたものではないのであるから、斯かる不明確な語に依て拘束せらる可き謂はれはない。否なブルガリヤの國際的地位は單に伯林條約に依て確認されたのみならず、過去三十年來の先例は、一層明白に之を確認してゐる。即ち一八九九年の第一海牙平和會議に於てブルガリヤの代表者は土耳其の抗議があつたに拘はらず、公然これに参加することを許された——但し列國の代表者の最末席に置かれたには

相違ないが——又その次ぎの一九〇七年の第二海牙平和會議の如きに於ては、其着席の順序が、國名の頭字のアルファベット順に依つたので、ブラジルと支那の代表者の間に席を與へられ、然かも之に對して土耳其の代表者が何等の反對を爲さなかつたことは、會議の議事録に依つて證明されてゐる所である、と云ふのである。

恐らくブルガリヤ政府は、此數日間にいよく自國の國際的地位を、名實ともに確立す可く、其最後の決心を決したのであらう。當時（九月二十日）タイムスの在ソフィヤ通信員は、『若し土耳其にして飽くまで其主張を固執し、遂にニツチもサツチも行かなくなつて仕舞はゞ、問題の唯一の解決法は獨立の宣言であらうと、多方面に指摘されてゐる』と報じてゐる。

併し土耳其では最後までブルガリヤに多寡をくゞつてゐた。ブルガリヤは決して獨立なぞするものでない。若しそんなことをすれば、損をするものはブルガリヤ自身である。殊に其經濟的損失は莫大である。ブルガリヤは從來その土耳其の屬國たる地位を利用して、土耳其から利益を占め取ることに汲々としてゐた。然るに今もし獨立の野心なぞ起さんか、之れまでの屬國たる利益は、今後要求することは出来なくなるであらう。であるから、ブルガリヤの代表者は何處までも我屬國の代表者たる地位から、脱することを得ないものと覺悟せねばならない、とテンデ輕蔑してゐたのである。夫れほど事態を輕視してゐたのであるから、土耳其政府がソフィヤの自國駐在官代理に訓令し

て、ブルガリヤ政府から質問があるときは、土耳其は絶対にブルガリヤの感情を害するやうな意思なきことを以て答へ、外務大臣の外交的饗宴は外國の大使及び公使に限るのであつて、ブルガリヤの代表者は外交官たる性質を有するものでないから、ゲシ・フは招待されなかつたのであることを説明せよと、二十日に至つても尙ほ一週間前の辯明と同じことを繰返へさせてゐる。二十二日に至り、土耳其宰相は最も妥協的語調を以て、ブルガリヤ政府に通告するに、ゲシ・フ事件は土耳其に於て何等ブルガリヤに對して、悪意を懷くに依つて起つたものではないから、若し前任者（ゲシ・フ）が再びコンスタンチノーブルに歸任することが不能であるなら、土耳其政府は代りの後任者を歓迎するであらうと申入れた。

斯かる間に茲に又不幸なる一椿事が出来た。十八日を以て東方鐵道の従業員間にストライキが突發したのである。東方鐵道はコンスタンチノーブルからブルガリヤ國內を横斷して、歐洲の幹線に通ずる大動脈であるので、之が爲めに一時歐洲の中心と近東との交通が杜絶した。而して此鐵道は土耳其の會社の所有に屬するものであつたが、ブルガリヤは自國內の線路を軍隊を以て占領し、ストライキの終熄した後も尙ほ之を押へて會社に返還しなかつた。ゲシ・フ事件未だ落着せざるに、更に一層重大なる問題を續發したのである。何ぞ知らん之れがブルガリヤ獨立の下準備であらうとは。

十月五日、遂にブルガリヤは首府ソフィヤから世界に向つて獨立の宣言を發した。それから二日後の七日に至つて、埃匈國政府が青天の霹靂のやうに、土耳其領ボスニヤ、ヘルチェゴヴィナ合併の宣言を發して、歐洲列國の外交界を無比の混亂状態に陥らしめたのである。而して之れが直接の動機を爲したものが、實に一ゲシ・フを侮辱した天長節の夜會事件であつた。

## 弱國に臨むときの國際聯盟

### 一 國境の小ぜりあひ

ギリシヤとブルガリヤの國境には多年紛議が絶えなかつた。

一九二五年十月十九日の日中、兩國の境を成す或山道の番所で突然銃聲が聞えた。國境を守る兩國の番兵の間に打合ひが始まつたのである。

どつちの兵から最初打出したのであるかは、證人がゐないので判らないが、兎に角ギリシヤの兵が一人殺されてゐて、其死骸はブルガリヤ領内に横はつてゐた。ブルガリヤ側では、其ギリシヤ兵が國境内に侵入して來て死んだのだと云ひ、ギリシヤ側では、ブルガリヤの兵が死骸を引摺つて行つたのだと主張した。此點もどつちだか判明しない。

銃聲を聞くと共に兩國の番所から出動して互に打出した。尤も其時はギリシヤ兵八名、ブルガリヤ兵六名の少人數であつた。暫時にしてギリシヤ兵は自己の番所を棄て、退却し、ブルガリヤ兵これ

を追ふてギリシヤの領内に入り、番所を一時占領したこともあつたらしい。それから一二時間たつて、ギリシヤの番所長たる一大尉が現場に到着し、部下の射撃を停止せしめた後、手に白旗を掲げてブルガリヤ兵の方へやつて來た。多分仲裁を試みる積りであつたらしい。處が僅に數歩進んだとき、忽ちブルガリヤ兵の銃弾に當つて倒れた。ブルガリヤ側の辯解に依れば、彼等は大尉の姿も白旗の影も見ず、ギリシヤ兵は決して射撃を止めてゐなかつた。又彈は大尉を狙つて打つたのではな

いと云ふのである。

間もなくブルガリヤ側では若干の武装民(約十五人と云ふ)が加勢として現はれたに次いで、其夜から翌日にかけて両方にだん／＼増兵され、遂にギリシヤ側は二百人、ブルガリヤ側は百六十人に達した。後者は機關銃さへ携へてゐた。戦闘は二十日、二十一日の兩日に互つて、間歇的に行はれたが、死傷者は幸に少なく、ギリシヤ側は各二名の死者と傷者を出だし、ブルガリヤ側では傷者一名に止まつた。若し事件が此程度で終つたなら問題とはならなかつたのであるが、二十二日の未明、突然ギリシヤの軍隊が他の地點から國境を越えてブルガリヤの領内に侵入するに至つて、事態は俄然急轉擴大した。

事件の初報が十九日の夜間アテネに達したときの報道には、ブルガリヤの攻撃は計畫的で、大尉は其掲ぐる白旗を無視して殺されたとあつた。更に翌二十日の報道には、ブルガリヤ兵は一大隊を

以て攻撃し、國境の山頂を占領しつゝありとあつた。ギリシヤ陸軍卿は乃ち國境に對して大攻撃が進行しつゝあるものと信じ、二十日午前十一時を以てサロニカの第三軍團にブルガリヤ侵入準備の命令を發した。次いで同日午後ブルガリヤ國境のペトリッチ方面に向つて進撃の命令が續發せられた。之より先き軍團長は既に衝突の報を得て、早くも若干の兵を國境山道の諸地點に急派したのであるが、二十一日の中には總軍三隊に分れて國境に集中せられ、侵入の準備全く成り、翌二十二日午前六時を以て愈々總攻撃が開始された。然るに前日飛行機の偵察に依れば、ブルガリヤ軍の間には何の運動も行はれてゐなかつたと云ふ。斯くてギリシヤ軍は豫定の如く國境を越えて侵入したるに、ペトリッチの南方に於てブルガリヤ軍の爲に阻止せられたが、併し此日と翌二十三日以後、ブルガリヤ領内約七十平方哩の地域を占領した。之に對しブルガリヤの方にては小部隊を以て迎へしめたけれども、同國陸軍大臣は單に微力の抵抗を行はしめたのみで、其交戰中砲兵隊は一弾も發砲しなかつた。それにも拘らずギリシヤ軍は二十三日更に増兵せられ、翌二十四日を期してペトリッチを奪取する筈であつた。若しそれが行はれたなら、必ず多大の人命が失はれたのであつたが、其二十四日の早朝に至りアテネから忽ち停戰の命令が飛來した。前夜、國際聯盟理事會議長からギリシヤ政府に警告が通電せられた結果である。

ブルガリヤ政府は最初の衝突を聞くや、即刻アテネ駐在の自國公使に訓令して、ギリシヤ政府に

本事件を共同審査委員會に附せんことを申出で、尙ほソフィヤ駐在のギリシヤ公使にも同様の申出でを爲したのである。又國境の現場に於ても、二十日と二十一日の兩日に互り、兩方の士官の間には之を調停せんと試みたのであつたが、互に其眞意を疑ひ、殊にギリシヤ兵は前記の大尉射殺を以て敵の故意に出たものと思込んでゐたので、遂に交渉は失敗に終つた。アテネ政府亦ソフィヤ政府を信ぜず、右の申出を取合はうとしなかつた。ギリシヤ政府曰く『ブルガリヤの提議は事後の申出であつて、苟も自國の國威と國境の安全を重んずる政府としては、豫め賠償を得た上でなければ到底承諾することの出来ないものである』と。そこでギリシヤ政府は二十一日既にブルガリヤ政府に對して、完全なる辯明と犯人の處罰と賠償の三件を要求したのであつた。

ブルガリヤ政府は自國の提議が斯く拒絶された一方に、ギリシヤ軍の國境侵入は着々開始されたので、乃ち二十二日ジュネーヴなる國際聯盟事務總長に宛て、聯盟規約第十條及び第十一條に依つて訴へ、ギリシヤ軍の侵入に對して聯盟理事會が至急必要の手段に出でんことを電請したのである。事務總長サー・エリック・ドラモンドが此電請を受取つたのは二十三日の午後六時であつた。直に巴里に電話を以て理事會議長ブリアン外相に傳達し、其夜十一時に及んで、來る二十六日を以て(即ち三日後)臨時理事會を巴里に開くことが決定されると共に、ブリアンは之をギリシヤとブルガリヤ兩國政府に通告し、且つ聯盟規約第十二條の下に、戰爭に訴へざるの嚴肅なる義務に就て注意を



喚起し、更に紛争を理事會にて審議する間、軍事行動を行はざること、並に兩國軍隊は即刻各自の國境内に撤退することの命令を發することを勸告したのである。ギリシヤ軍が愈々二十四日を期して斷行せんとしたペトリッチ攻撃の停止を、アテネ政府から突然急命したのは、此ブリヤンからの電報を二十三日の夜に入つて受取つたからである。其時以後、戦闘は事實上終熄した。

## 二 否か應か即答せよ

斯くして臨時聯盟理事會は急遽巴里に招集せられた。英國からは外相サー・オースチン・チェムバレン。白耳義からは外相イーマンが到着し、瑞典の外相ウンデンはストックホルムから飛行機で來着した。其他の理事國は巴里駐在の大公使に依つて代表され、日本の代表は當時の駐佛大使石井子であつた。此時の聯盟理事會が事變の危急に際して、斯く迅速に招集開會されたのは、聯盟の活動の機敏なるを世界にデモンストレートしたものととして、聯盟の當局者が今尙ほ大に誇る所である。二十六日午後四時を以て愈々理事會は開會された。其開會の劈頭に於て、議長ブリヤンは、事件を審議するに當りて問題を二つに區別す可きことを指摘し、

『第一の問題即ち事實と責任を確認し、若し必要あらば其支拂はる可き賠償の金額を確定することに關する問題の處理に就ては、十分の時間を許され且つ慎重ならざるを得ないけれども、第二

の問題即ち戦闘の停止並びに兩國軍隊の各自國領内への即時撤退に關する問題こそ急を要する：  
：仍て余は理事會が次の點に就てギリシヤ及びブルガリヤ兩國代表に聞かんことを提議す。即ち  
停戦及び撤兵に關する理事會議長の勸告に對し、如何なる行動が執られつゝあるか、及び其現狀  
は如何』

とて、兩紛争國の代表に向ひ、高壓的に訊問を開始した。ギリシヤもブルガリヤも共に理事國ではなかつたけれど、聯盟規約に依れば（第四條の五項）、各國は其利益に影響する事項の審議中、理事會々議に理事會員として列席する代表者一名を派遣し、且つ表決に参加するの權利を有してゐるので、右兩國代表も理事會に出席したのである。だから規約上から云はゞ、兩國代表も英佛等の代表と全然同一の資格で列席してゐるのであつたが、如何せん元來小弱國代表の悲しさ、ブリヤン議長の兩國代表に對する權幕は、宛然檢事が被告に對して臨むの態度であつた。ブリヤン議長の右の訊問に對して、ブルガリヤ代表が事件の起因に就て説明を始めかけた處、ブリヤンは直に之を遮り、事實に關する説明は之を後日に譲る可く、

『理事會はギリシヤ、ブルガリヤ兩國に、單純なる一問題に答辯せんことを求めてゐるのである。即ち兩國政府は何事を措いても先づ戦闘を停止し、其軍隊を各自の國境内に撤退す可きことを勸告せられたのである。余の知らんと欲する所は、此勸告に對して如何なる答が與へられるかであ

る」と。

否か應か即座に明答せよと迫まつたのである。處がブルガリヤ代表は自國政府は撤兵の勧告に従ふ十分の用意あるも、自國軍隊は國境を横つたのではないと云ひ、ギリシヤ代表は自國政府はブルガリヤ軍隊がギリシヤ領内から引揚ぐると共に撤兵すると云ふ等、停戦撤兵ともに理事會を満足せしむるに足る答を與へなかつたので、議長は乃ち理事會を秘密會議にするを宣し、英國外相チェムバレンを座長として、各國間の意見を私的に交換することにした。而して其間ギリシヤ、ブルガリヤ兩國代表は退席遠慮す可きことを命じられたのである。之は随分ひどい仕打ちであつて、前にも云ふ通り、規約の明文に依れば、利害關係國の代表は當然理事會に列席する權利を有するものであるから、斯かる無禮の命令は斷然拒絶することが出来るのである。それにも拘らず兩國代表は之に應じて速に退席した。彼等の退席中、秘密會議は彼等に如何なる不利の相談を行ふかも知れないのに、兩國代表は唯々として此命に服したのである。

彼等が再び秘密會議に呼び入れられたとき、理事會は次いで開かるゝ公開會議の席上に於て、即刻停戦の要求を最も絶對的に再説するに決定した旨を、彼等に宣告された。此宣告に對して兩國代表は一言もなく承服したので、乃ち秘密會議の戸を開放し、理事會は直に公開を宣せられた。サー・オースチン・チェムバレンは秘密會議で決定した理事會の決議なるものを提出し、極めて嚴肅なる

語調に於て『若し聯盟が其利用し得る一切の機關と、理事會が今回の會議の示す如き即時利用し得る周旋の途とを有するに拘らず、事件が理事會關係諸國に依つて速に平和的解決に附せられず、遂に戦争行爲に導かるゝこともあらんには、それこそ文明に對する侮辱である』と宣言した後、進んで其所謂決議文を読み上げた。決議の前文は茲には之を略し、本文の要點は實に次の如き威壓強制的のものであつた。

『理事會は軍事行動が停止され、軍隊が國境内に撤退されたとは思はない。仍て理事會は兩國の代表に要求するに、ブルガリヤ並にギリシヤ政府が其軍隊を各自の國境内に撤退するの無條件的命令を發したことを、二十四時間内に報告し、且つ一切の軍隊が國境内に撤退せられたこと、即ち一切の戦闘を停止し並びに發砲を再始するものは嚴罰を以て處分するの命令を全軍に發したことを、六十時間内に理事會に報告す可きことを以てす』

此決議文の語勢は正しく兩國に對する聯盟の嚴命であり、殊に之に時間の制限を附したのは、兩國に對する聯盟の最後通牒であつた。而して是等の時間は理事會開會の當夜から始まるものであるから、前者は二十七日の夜、後者は二十九日の朝を以て終るのである。斯かる最後通牒的嚴命は、從來の理事會決議が常に當事者に對する勧告であつたのに顧みて、全く異常の異例と云ふ可く、聯盟の權威を眞向から振り翳して臨んだものであつた。

ブリヤン議長は先づブルガリヤ代表に向ひて、何か異議があるかと尋ねた。ブルガリヤ代表は自國政府は理事會の決議を無條件に承諾する用意あることを聲明するの訓令を受けてゐると答へた。議長は次にギリシヤ代表に對して同様の質問をした。ギリシヤ代表亦何の反對なき旨を答へ、此理事會決議は之を本國政府に傳達せねばならぬが、政府は必ず承諾するものと信ずると附言した。茲に於て決議案を全理事會の表決に付し、直に採擇せられた。併しブリヤン議長は尙ほも兩國代表に念を押して、決議の趣意を重ねて力説し、『軍隊が唯だ國境を越えて撤退したゞけでは十分ではない。國境から銃に依るも砲に依るも射撃しないことが緊要である。即ち國境内に撤退した軍隊が一切の戦闘行爲を停止せねばならない。英帝國代表提出の報告書（即ち前記の決議）正文は、今夕電報を以て關係政府に通告せられるであらう』と附加へた。

尙ほ理事會は佛、英、伊三國政府に向け、是等政府の官吏にして便宜の地に在任するものを現地に急派し、以て撤兵及び停戦が右の指定時間に實行されたか否かを、直接に理事會に報告す可きことを依託した。

### 三 ブリヤン議長の得意

斯くして應急の措置を迅速に講じた後、翌二十七日に至り、理事會はギリシヤ、ブルガリヤ兩國

代表を招きて、始めて双方の主張を聞取ることにした。茲に於て双方互に相手國の行動を計畫的挑戦であると非難し、ブルガリヤ代表は自國軍隊が會てギリシヤ領内に入りたることなしと云ひ張るに對して、ギリシヤ代表はブルガリヤこそ先づ撤兵す可く、自國政府は専ら合法的なる自衛手段として行動したのであると抗辯し、且つ各々相手國に向つて賠償を要求した。

更に其翌二十八日も引續き理事會を開かれたが、曩に二十六日の理事會決議に於て指定された時間内に、撤兵命令が發せられたことを報告され、理事會は之を満足とする旨を宣言した。

一方にユーゴ・スラヴィヤ國ベルグラード駐在の佛、英、伊三國の陸軍武官は、二十六日の理事會の依託に依る各本國政府の訓令に基き、二十八日午後國境の衝突現地に赴きたるに、ギリシヤ軍は現に撤退中であつたことを確めた。ギリシヤ軍司令官は二十九日午前九時を以て撤兵を完了せんとしてゐたので、三國武官はブルガリヤ軍に對して衝突の再發を避くる爲め必要の措置を執つた。

二十九日午後に開會した理事會に於て、ブリヤン議長はアテネ駐在の佛國公使からの報告に依り、ギリシヤ軍の撤退が理事會指定の時間内に完了せられたことを宣言し、次いで三國武官の電報、亦ギリシヤの全軍が二十八日の夜半に於て國境内に撤退したことの事實を確めた。斯くて理事會は其迅速機敏なる行動に依つて、切迫せる戦争の危機を立派に防止したことを自ら大に祝することを得た。ブリヤン議長の得意は非常にして、

『從來國際聯盟は其機關が煩はしく、随つて緊急の解決を要する事態に臨んで、其活動困難なりなど云ふ非難が加へられてゐたが、今や此非難の當らざることが明示された。國家は其存在が脅かされたと感じた場合、之を聯盟に訴ふるときは、理事會は其調停の任務を行ふに機宜を失せざることの確證が、之に依つて擧げられたのである』

と頗る満悦の態であつた。英國外相サー・オースチン・チェムバレンも亦理事會の最終會議に於て、『聯盟員たる諸國の間に何等か不幸の紛争が起り、世界の平和を脅かすが如きことある場合に、諸國に期待せらる可き行爲の模範が茲に出來た。理事會が聯盟規約に依つて託された權力を、紛争調停の爲に、又紛争諸國間の友交關係を回復する爲に、又出來れば將來紛争の原因たる可きものを除去する爲に、又殊に世界の平和を維持する爲に行使する方法に就ての模範が茲に出來たのである』

とて無上に好機嫌であつた。停戦撤兵の實行が共に理事會の指圖通りに、然も極めて満足に運ばれたと云ふのであるから、聯盟理事會の威信は茲に遺憾なく發揮せられたのである。理事會議長たるブリヤンの得意と、理事會決議の發案者たるチェムバレンの上機嫌は察するに餘りある所である。そこで理事會は次に紛争解決の最後の措置に移つた。

即ち理事會は同日(二十九日)直に國境事件を審査する爲に一委員會を任命するの決議を採擇し、

此委員會をして事件の原因を確め、殊に責任を定むるに足る事實を明にし、賠償の決定に資する材料を集め、及び事件の一般原因を除き、其再發を防ぐの方法を立案せしむることとした。委員會の顔觸れは英國よりマドリッド駐在の大使、佛伊兩國より各一名の陸軍將官、瑞典よりヘーグ駐在の公使、和蘭より一國會議員を任命し、十一月六日ジュネーヴに會合し、爾後二十六日に至る間、ベルグラード、紛争現地、アテネ、ソフィヤ等の諸地に出張調査した結果、二十八日を以て其報告書を聯盟とギリシヤ、ブルガリヤ兩國政府に發送した。

委員會の報告書は、此國境衝突には双方に何等計畫的の疑なきことを確め、ギリシヤ政府は總動員の命令を發したることなく、單に交通を保護し且つ限定された程度の警察的措施を執りたるに止まり、又十月二十日第三軍團長が命じたるギリシヤ領内に於ける軍の運動は、完全に合法なものであつたとし、併しブルガリヤの領地を占領したことは不當にして、國際聯盟規約の違反を構成するものであるから、ギリシヤ側の賠償要求は大尉殺害に關するもの以外は却下せらる可きものと報告し、次にブルガリヤの賠償要求に關しては、同國側の死者十二名、傷者十九名に加ふるに、被侵入地の住民約三千五百人が避難逃亡して、精神上、物質上に受けたる苦痛と財産の破壊又は喪失されたるもの夥しき事實に鑑み、ギリシヤ政府はブルガリヤ政府に對し、右精神上及び物質上の賠償として一千萬レヴァ、並びに財産の損害に對する補償として二千萬レヴァ、合計三千萬レヴァ(約我

四十五萬圓)を支拂ふ可きものと報告した。

審査委員會は更に其附託された事項として、紛争の原因を審査し將來の再發を豫防す可き方法に就て勸告した。即ち兩國々境に於ける守備隊の組織を改善し、且つ守備隊に與へらるゝ訓令を改むること。右守備隊組織の改善は第三國人たる將校二名の監督の下に行はれ、其内の一名を兩方の國境守備隊本部に二年間在勤せしむること。若し紛争起りて速に解決せざるときは之を調停委員會に附す可く、委員會は右の第三國將校二名、兩國より任命する將校各一名、及び第三國人たる委員長一名を以て組織することを提案した。

右の報告を得た聯盟理事會は、十二月十四日の會議に於て此審査委員會の決議及び勸告を採用し、尙ほ「領土が十分の理由なくして侵害せらるゝ場合には、假令ひ事件發生の當時、加害國が情況當然の行爲と信ずるときと雖も、賠償を支拂ふ可きもの」との一般原則を併せて決議した。仍て前記國境守備隊改編の監督として瑞典より將校二名を派遣することとし、又後日紛争再發の場合に於ける調停委員長は、聯盟理事會より指名することに定められた。

ギリシヤ代表は最初これに對して多少不服を唱へた。併し本國政府から理事會の決議を承諾する旨の訓令に接し、又その賠償金額に就ても不平があつたが、結局二回に分割して翌年二月と三月に全部を支拂ふて、事件は茲に目出度く落着した。

凡そ聯盟理事會が聯盟成立以來手掛けた國際紛争事件は、其數何十件に達する其中で、聯盟の權威を最も鮮明に發揚したものは此ギリシヤ、ブルガリヤ國境事件の解決であつた。當時ブリヤン議長の權幕の荒々しき、丸で強制命令的に兩國に臨んだのである。殊に兩國代表を理事會の會場から退席せしめた一事の如きは、理事會自ら聯盟規約を無視したものであり、又兩國代表の發言を屢々阻止して沈黙せしめ、逆に高壓的訊問を以て即答を迫る等、兩國の代表者を遇するに、恰も刑事被告人を以てしたものであり、剩へ兩國政府に時間を限りて停戰撤兵を命ずるに至つては、理事會の行動は最も露骨なる干涉を敢てしたものであつた。之れ程の猛威を振つた例は聯盟の前後の歴史に於て絶えて見ざる所にして、此臨時理事會に於ける始終の光景は、弱國に對する強國の威力を遺憾なく發揮したものであつた。

國際紛爭史考 完



昭和十年四月十五日印刷  
昭和十年四月廿二日發行



著者 板倉卓造

發行者 木田開

印刷者 堀修造

國際紛爭史考  
定價 二圓

發行所

東京市麹町區丸ノ内二丁目  
丸ノ内ビルディング五九二區

中央公論社

振替口座 東京三三四番  
電話丸ノ内 五五五五番  
三三三三番  
八七六五番

大日本印刷株式會社工場印刷

文章讀本 谷崎潤一郎 一・五〇〇・二四〇

新聞生活二十年 伊藤 正徳 一・五〇〇・二四〇

軍縮讀本 伊藤 正徳 一・五〇〇・二四〇

熱球三十年 飛田 穂洲 一・五〇〇・二四〇

レコード音楽讀本 野村 光一 一・八〇〇・二四〇

ヒマラヤの旅(寫眞紀行) 長谷川傳次郎 一・二・〇〇〇・五七

少年探偵エミール 菊池重三郎 一・〇〇〇・二〇〇

日本財閥の解剖 高橋 龜吉 二・五〇〇・二四〇

ファッション主義國家學 佐々弘雄 二・五〇〇・二二三

普及版 太閤記 全十卷 矢田挿雲 一册一・〇〇〇

支那の經濟と社會(上ウイットフォーゲル卷) 平野義太郎 二・八〇〇・二一八

新修 シエークスピア全集 坪内博士 完譯 全四十卷

支那の經濟と社會(下ウイットフォーゲル卷) 平野義太郎 二・八〇〇・二一八

モリエール全集 全三卷 一册二・五〇〇

フランス唯物論哲學 杉捷夫 三・五〇〇・二三三

大悲劇名作全集 全八卷 一册一・〇〇〇

青 年 林 房雄 一・五〇〇・二四〇

百 夜 田山 花袋 一・八〇〇・二四〇

黄昏の薔薇 徳田 秋聲 一・五〇〇・二四〇

つゆのあとさき 永井 荷風 一・五〇〇・二四〇

牡丹のある家 窪川 稻子 一・五〇〇・二四〇

盲目物語 谷崎潤一郎 一・七〇〇・二四〇

罌粟はなぜ紅い 宇野 千代 一・二〇〇・二四〇

女の一生 山本 有三 一・八〇〇・二四〇

色ざんげ 宇野 千代 一・五〇〇・二四〇

神 風 連 十一谷義三郎上一一八合 下一一四 一・六〇〇・二四〇

限りなき舗道 北村 小松 一・六〇〇・二四〇

花嫁學校 片岡 鐵兵 一・五〇〇・二四〇

情炎の都市 北村 小松 一・五〇〇・二四〇

沈 丁 花 久米 正雄 一・五〇〇・二四〇

女給(小夜子) 廣津 和郎 一・八〇〇・二〇〇

結婚街道 菊池 寛 一・二〇〇・二四〇

女給君代 廣津 和郎 一・八〇〇・二〇〇

U新聞年代記 上司 小劍 一・五〇〇・二四〇

真理の春 細田 民樹 一・五〇〇・二四〇

生活線ABC	細田 民樹	〇・二七〇	光・罪と共に	直木三十五	〇・二五〇
黄菊白菊	細田 民樹	〇・二五〇	青春行状記	直木三十五	〇・二七〇
天國の記録	下村 千秋	〇・二五〇	日本合戦譚	菊池 寛	〇・二五〇
遍路行	下村 千秋	〇・二五〇			
暴風帯	下村 千秋	〇・二五〇	濡れ闇の男	長谷川 伸	〇・二〇〇
死よりも強し	下村 千秋	〇・二五〇	刺青奇偶	長谷川 伸	〇・二〇〇
男装の麗人	村松 梢風	〇・二三〇	旋風時代(三卷)	田中貢太郎	各一・二〇〇
ゴー・ストップ	貴司 山治	〇・二二〇	水戸黄門	大佛 次郎	〇・二七〇
失業都市東京	徳永 直	〇・二二〇	女人曼陀羅	吉川 英治	〇・二八〇
日本の戦慄	直木三十五	〇・二五〇	三萬兩五十三次	野村 胡堂	各一・七〇
			(二卷)		各一・二四

楠木正成	直木三十五	〇・二二〇	春城代醉録	市島 春城	〇・二八〇
炭塵(戯曲集)	三好 十郎	〇・二五〇	荷風隨筆	永井 荷風	〇・二八〇
西部戦線異状なし	ルマルク 秦 豊吉	上製・吾普及・益	青春物語	谷崎潤一郎	〇・二七〇
首斬りセレナーデ	デコブラ 武林武想庵	〇・二二〇	攝陽隨筆	谷崎潤一郎	〇・二七〇
バッド・ガール	ヴィニア・デルマ 牧 逸馬	〇・二二〇	神・人間・自由	木下 尙江	〇・二七〇
グラントホテル	ウィッキ・パウム 牧 逸馬	〇・二七〇	外遊斷想	尾崎 罌堂	〇・二七〇
四十年	ゴリキイ 梶原勝三郎	各部 〇・二四	文藝林泉	室生 犀星	〇・二〇〇
柿の蒂	坪内 逍遙	二・二五〇	人間修行	登張 竹風	〇・二七〇
		〇・二四	無絃琴	内田 百閒	〇・二〇〇
			明治文學の片影	佐々木信綱	三・〇〇〇
					〇・二四



ド ン ク 辰 野 隆	まてりありすむす みりたんす 大森義太郎	花鳥草紙 新村 出	直木三十五隨筆集	科學隨想 西村 眞琴	近代科學の驚異 寮 佐吉	大滿洲國建設錄 駒井 徳三	文壇人物評論 正宗 白鳥	役者藝風記 三島 霜川
一・五〇 〇・二四	二・〇〇 〇・二四	一・八〇 〇・二四	一・五〇 〇・二四	一・四〇 〇・二四	一・六〇 〇・二四	一・二〇 〇・二四	一・五〇 〇・二四	二・二〇 〇・二四
演劇巡禮 三宅周太郎	議會政治論 馬場 恒吾	現代人物評論 馬場 恒吾	政界人物風景 馬場 恒吾	政界人物評論 馬場 恒吾	金の經濟學 猪俣津南雄	唯物辨證法讀本 大森義太郎	農業經濟學 カウツキ 逸郎	支那經濟論 嚴震峰・任曙 忠夫
二・〇〇 〇・二四	一・五〇 〇・二四	一・五〇 〇・二四	一・五〇 〇・二四	一・五〇 〇・二四	一・五〇 〇・二四	一・二〇 〇・二四 (寶切)	二・八〇 〇・二四	二・五〇 〇・二四



